

# 静岡県第4次地震被害想定／被害・対応シナリオ

平成25年11月29日

静岡県

## ■目次

1. 要旨	1
2. 被害・対応シナリオ想定の概要	1
(1) シナリオ想定目的	1
(2) シナリオ想定考え方	1
(3) シナリオ想定項目	1
3. 被害と対応の全体像	3
4. シナリオ別想定期間	4
5. 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の被害状況のイメージと対応（全体像）	5
(1) 全体シナリオ概要	5
(2) 自然現象・建築物被害・火災等のシナリオ	8
(3) 県災害対策本部のシナリオ	10
(4) 地震予知状況下を実施する地震防災応急対応シナリオ	11
(5) ライフラインのシナリオ	12
(6) 避難対応シナリオ	15
(7) 救出救助・医療救護対応シナリオ	17
(8) 遺体の収容・身元確認・安置・埋火葬の対応シナリオ	20
(9) 住宅対応シナリオ	22
(10) 広域受援シナリオ	24
(11) 交通・緊急物資確保対応シナリオ	25
(12) し尿・ごみ・がれき対応シナリオ	30
(13) 経済影響シナリオ	32
(14) 県民シナリオ	34
(15) 連続災害としての富士山火山災害対応シナリオ	38
(16) 複合災害としての原子力災害への対応シナリオ	39

## 1. 要旨

第4次地震被害想定では、東日本大震災の教訓などを踏まえ、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）と、発生する頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）の二つのレベルの地震・津波による震度分布、津波高等の自然現象の想定や、人的・物的被害の想定などを取りまとめている。

「被害・対応シナリオ想定」は、これらの自然現象や人的・物的被害の想定を基に、被害の様相とこれへの対応を項目別に時系列形式で整理したものである。

なお、第1次報告時に自然現象、人的・物的被害の想定結果を基に定性的に記述していたライフライン等のシナリオについては、第2次報告の想定結果を基に被害量の追加等を行っている。

## 2. 被害・対応シナリオ想定概要

### (1) シナリオ想定目的

巨大な地震が発生した場合の県内における被害やそれに対する対応について時系列形式で整理することにより、災害対策を行う上で重要な視点やタイミング、及び課題を明らかにし、地震・津波対策の基礎資料として活用する。

### (2) シナリオ想定考え方

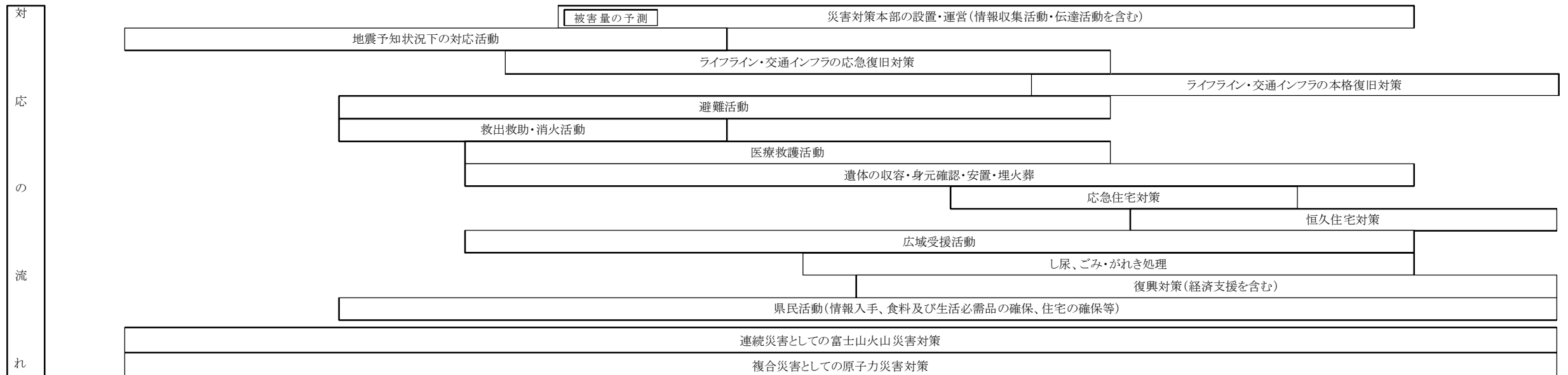
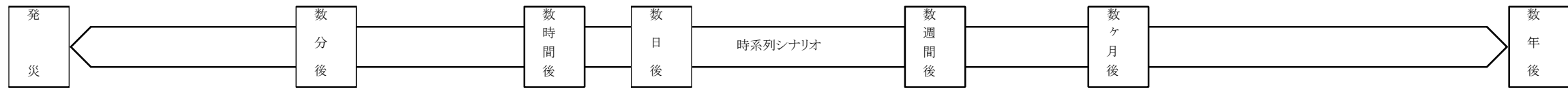
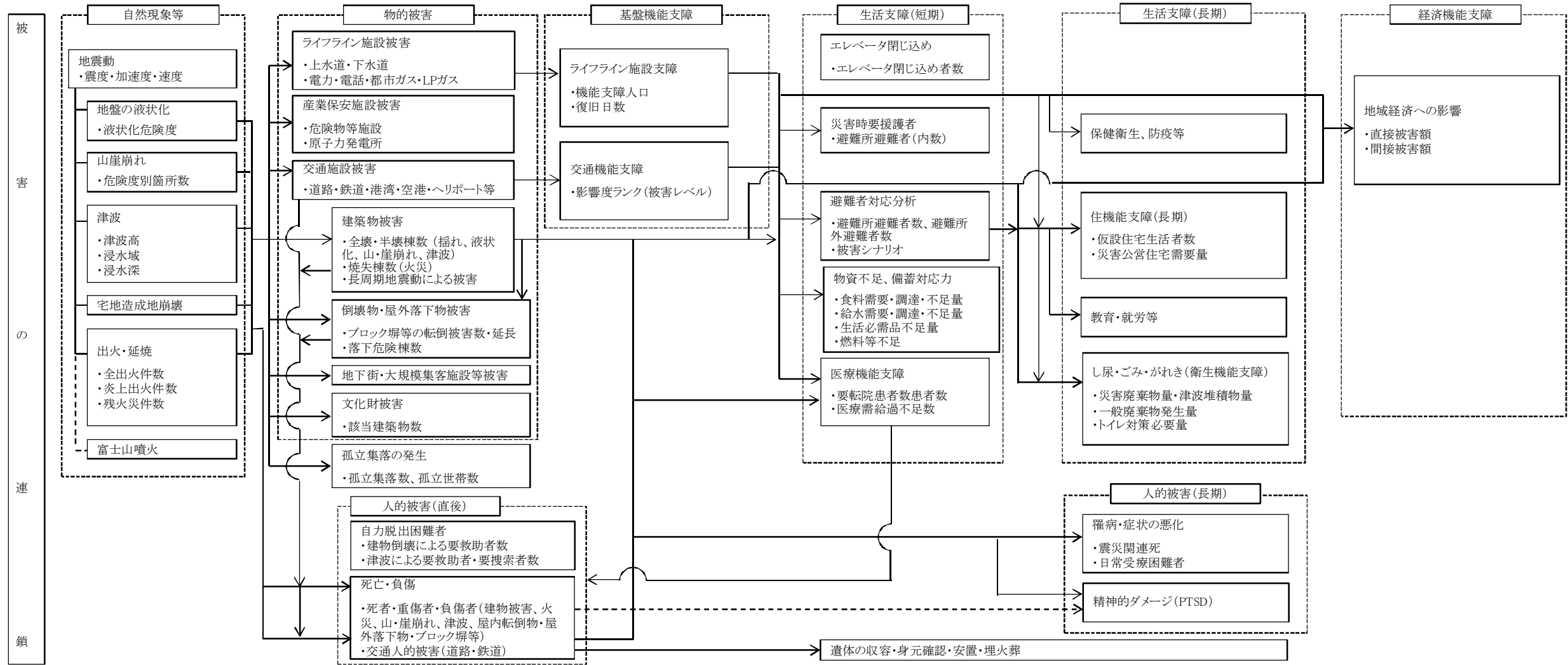
- 県が実施する対策の検討の基礎資料とするため、「被害と対応の全体像」を基に全域における被害と対応の実施状況をマクロ的に想定する。
- シナリオは、原則として災害発生直後から復旧、復興までの期間について、被害の種別とそれに対する対応を時系列形式で整理し、定性的に記述する。定量的な被害状況については必要な場合に記述するものとし、対応の需要量についても必要に応じて可能な範囲で記述するものとする。
- シナリオは、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波における被害や対応を基本に記載し、レベル2の地震・津波における被害・対応については【最大クラスの場合】として、特記するものとする。
- ただし、今回の想定における地震動の強さについては、レベル1とレベル2に本質的な差がないものとみなしているため、【最大クラスの場合】の要因として考慮しないものとする。一方で、地震動の強さ以外の揺れの継続時間や津波に関しては、レベル1とレベル2に本質的な差異があるとの前提に立ち【最大クラスの場合】の要因として考慮する。
- 今回の想定では、東日本大震災の教訓や社会環境の変化等を踏まえ、巨大な地震による広域災害の対策に関する課題の抽出に主眼を置くものとする。

### (3) シナリオ想定項目

- 次の項目について、シナリオの想定を行う。
  - ①全体シナリオ（②～⑯のシナリオの総括版）

- ②自然現象、建築物被害、火災等のシナリオ
- ③県災害対策本部のシナリオ
- ④地震予知状況下を実施する地震防災応急対応シナリオ
- ⑤ライフラインのシナリオ
- ⑥避難対応シナリオ
- ⑦救出救助・医療救護対応シナリオ
- ⑧遺体の収容・身元確認・安置・埋火葬の対応シナリオ
- ⑨住宅対応シナリオ
- ⑩広域受援シナリオ
- ⑪交通、緊急物資確保対応シナリオ
- ⑫し尿・ごみ・がれき対応シナリオ
- ⑬経済影響シナリオ
- ⑭県民シナリオ
- ⑮連続災害としての富士山火山災害対応シナリオ
- ⑯複合災害としての原子力災害対応シナリオ

### 3. 被害と対応の全体像



## 4. シナリオ別想定期間



①全体シナリオ

②自然現象、建築物被害、火災等のシナリオ

③県災害対策本部のシナリオ

**地震予知**

④地震予知状況下を実施する地震防災応急対策シナリオ

⑤ライフラインのシナリオ

⑥避難対応シナリオ

⑦救出救助・医療救護対応シナリオ

⑧遺体の収容・身元確認・安置・埋火葬の対応シナリオ

⑨住宅対応シナリオ

⑩広域受援シナリオ

⑪交通・緊急物資確保対応シナリオ

⑫し尿・ごみ・がれき対応シナリオ

⑬経済影響シナリオ

⑭県民シナリオ

**噴火発生**

⑮連続災害としての富士山火山災害対応シナリオ

**事故発生**

⑯複合災害としての原子力災害対応シナリオ

5. 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の被害状況のイメージと対応（全体像）

(1) 全体シナリオ概要

区分	地震発生	1日後	2、3日後	1週間後	1ヶ月後	半年、1年後～
被害状況	堤防等が沈下、破壊され、広範囲に津波浸水	多数の死者・行方不明者の捜索(捜索部隊の不足、道路閉塞・渋滞、火災・延焼、地盤沈下による湛水等)により捜索が難航	捜索・輸送活動等に必要な電力・燃料の調達困難、対応の遅延(かれき除去の遅延による応急復旧活動の遅延の可能性)	応急復旧活動の遅延(かれき除去の遅延による応急復旧活動の遅延)	低地部では、海水が引かない可能性もあり、市街地の再建に関する具体的な検討が困難	災害廃棄物、津波堆積物の除去・処理の長期化
	津波浸水による建築物被害、車渋滞等津波からの逃げ遅れによる死傷発生	津波による湛水やがれきの堆積で移動できず津波避難ビル等に避難している住民の孤立が多数発生	物資の確保や医療搬送等に必要となる主要道路の啓開の遅延、ヘリコプター離着陸地の不足	応援機関・派遣職員の拠点や、物資集積場所、がれき仮置場等のためのまとまった空地等が不足	液状化被害(宅地の地盤変状)等により、避難生活が長期化	
	地盤の隆起・沈下、断層のずれ(段差)の発生	土砂災害による孤立の長期化により、中山間地の孤立集落の救出活動が長期化	応急仮設建築物に対する建築制限の緩和：建基法85条	津波被災地や密集市街地における建築制限：建基法84条 → 84条延長 → 復興特措法 → 都市計画決定		
	津波の第1波より第2波以降が最大波の場合、自宅に戻り、死傷者が拡大	停電やシステム障害により金融機関等における為替取引、交通管制システム(交差点等)の混乱等	被災地での生産活動が停止し、全国的な物資の供給量不足及び被災地外のサプライチェーンにおける経済活動の停止	津波被災地や土砂災害危険地域における建築制限：建基法39条	失業者が大量に発生	被災地での生活(経済面、環境面)で改善されず人口減少
	強い揺れにより老朽木造家屋等が多数倒壊	医療機関への搬送本格化、対応が必要となる患者数の増大。一方で、医療施設自体の被災、ライフライン機能支障に伴う医療機能の低下、医療従事者や医薬品の不足等で対応力の不足	(応援部隊の受け入れ、活動が徐々に本格化)	公共交通機関や小売店等の生活機能支障が回復せず、自宅等に戻った住民も生活が困難	在宅医療・福祉の困難化	震災関連死が増加
	高層ビル上階を中心に屋内転倒物・落下物により死傷、エレベーター内の閉じ込め発生	被災地での生産活動が停止し、全国的な物資の供給量不足及び被災地外のサプライチェーンにおける経済活動の停止	被災地での生産活動が停止し、全国的な物資の供給量不足及び被災地外のサプライチェーンにおける経済活動の停止	(ライフラインが徐々に回復)	地域住民との調整や、インフラ(堤防や交通施設等)の復旧予定等との整合を重視した結果、復興の基本方針が定まらず住民等の不安が増大	
	木造住宅密集地域、工業地域で出火	初期消火に失敗した残火災から延焼が拡大	広域に被災した場合、復旧のための人数・資機材数が不足するために、ライフライン・インフラの復旧が遅延	ライフラインの復旧や道路啓開等に伴い、避難所から自宅、知人宅等へ避難者が移動し状況把握が困難	被災地における倒産等が多数発生し、生産力の回復が困難	被災地の復興の停滞(人口減少地域の荒廃、集落の消滅・廃村)
	発電所・変電所、浄水場、通信施設、下水処理場等が被災し停止	避難所への避難者が増加、避難所に入りきれず車中避難者や屋外(テント)避難も多数発生。一方で、在宅避難者も膨大	仮設住宅等の応急住宅の必要戸数、り災証明のための調査に係るマンパワーが不足	避難所避難者数が減少せず、支援者数も不足し、避難所の劣悪な環境の改善が進まず体調を崩す人や生活不活発病の増加、苦情等によるトラブル等が頻発		
	道路橋、高架橋等の損壊等で道路寸断	直接被害および電力・燃料不足によりライフラインの停止が継続	ライフラインの停止により避難所避難者が増加	広域に被災した場合、ライフライン・インフラの復旧に必要な資材(電線や鉄筋・鉄骨、コンクリート等)の生産が間に合わず、資材不足により復旧が遅延する可能性	広域に被災した場合、ライフライン・インフラの復旧に必要な資材(電線や鉄筋・鉄骨、コンクリート等)の生産が間に合わず、資材不足により復旧が遅延する可能性	広域に被災した場合、ライフライン・インフラの復旧に必要な資材(電線や鉄筋・鉄骨、コンクリート等)の生産が間に合わず、資材不足により復旧が遅延する可能性
	沿道建築物の倒壊、斜面崩壊、火災、津波等による道路閉塞箇所が多数発生	高速道路や新幹線・港湾等の交通インフラの被災・渋滞等による機能低下(応援部隊や物資の輸送車両等による被災地周辺へのアクセスが困難)	要介護者や有病者等を受け入れが可能な公営・民間住宅の空き住宅や、ホテル・旅館等が十分に確保できない可能性	ライフライン・インフラの停止や就労者の被災、住民の不在(消費者の不在)により、被災が比較的軽微な事業者も事業の再開が困難	ライフライン・インフラの停止や就労者の被災、住民の不在(消費者の不在)により、被災が比較的軽微な事業者も事業の再開が困難	ライフライン・インフラの停止や就労者の被災、住民の不在(消費者の不在)により、被災が比較的軽微な事業者も事業の再開が困難
工場や港湾等、生産・物流関連の事業が多数停止	応援部隊の受け入れ、救助・捜索活動(政府や他の応援機関等と多くの調整を要すると予想)	指定避難所以外を含む多数の避難所が設置され、避難者数の把握、避難所の生活環境確保、物資ニーズ(種類、必要量)の把握が困難	避難生活の長期化に伴い、ニーズの多様化に対応する必要性(食料・生活必需品から嗜好品、家電等)	避難生活の長期化に伴い、ニーズの多様化に対応する必要性(食料・生活必需品から嗜好品、家電等)	避難生活の長期化に伴い、ニーズの多様化に対応する必要性(食料・生活必需品から嗜好品、家電等)	
被害の大きい地域ほど情報集約が困難となり社会的混乱発生	(勤務時間外の発災の場合) 参集できない職員等がいるために初動対応に必要なマンパワーが不足	車中避難者を中心にエコノミークラス症候群、避難所内でインフルエンザ・ノロウィルス等の感染症の患者が発生				
駅ターミナルで混乱発生	大きな余震や山崖崩れ等による二次災害が発生して、被害が拡大し、応急対応活動に支障					
観光客等の帰宅困難者の発生	治安の悪化(住民や企業等が避難した地域等では、空き巣等の発生)					
	外国人の安否情報について、自治体の国際関係部署や地域国際交流協会に各国大使館、在外の個人等からの確認依頼が殺到					

区分	地震発生	1日後	2、3日後	1週間後	1ヶ月後	半年、1年後～
県災害対策本部のシナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部設置、活動開始</li> <li>県から市町村に連絡員派遣</li> <li>国、関係機関等との情報伝達</li> <li>自衛隊等派遣要請</li> <li>県外からの応援等の受入れ体制の確保</li> <li>ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)等による被害情報の把握、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの応援要請に対応</li> <li>県から市町村へ応援職員を派遣</li> <li>自衛隊、広域消防等の受入れ・活動調整</li> <li>県内協定事業者からの支援の調達・調整</li> <li>応急危険度判定士の派遣要請・受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急物資等広域応援の受入れ</li> <li>ライフライン事業者と復旧調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(復旧活動の本格化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興計画の策定等のノウハウを持つ職員の派遣調整・復興方針の検討</li> <li>本格的な復旧・復興計画の策定</li> </ul>	
ライフラインのシナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況を把握、緊急避難等の対応を実施、復旧計画の検討</li> <li>都市ガス、LPガスは揺れの大きい地域等で供給停止(安全措置)</li> <li>広域で停電が発生するため非常用発電機を起動(燃料が無くなると機能停止によりサービス支障が拡大)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の応急復旧の開始(仮復旧を含む)</li> <li>代替手段による機能回復の開始(給水車、移動基地局車、移動電源車、特設公衆電話等)</li> <li>応急復旧や代替手段は、防災拠点施設等を優先</li> <li>電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施</li> <li>一部の応援要員・機材等が到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電解消が一部始まり、停電により停止していた拠点施設(浄水場、処理場、交換機、基地局等)の機能回復も開始</li> <li>電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施</li> <li>広域的に応援要員や機材等が到着し、応急復旧が加速</li> <li>施設の復旧や安全措置のために停止したエリアの安全点検等により少しずつサービス支障が解消</li> <li>ライフライン事業者間での復旧調整が本格化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な停電が概ね解消され、停電により停止していた拠点施設(浄水場、処理場、交換機、基地局等)が徐々に機能を回復</li> <li>電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施</li> <li>津波等により被災した浄水場や処理場の復旧が進まず、多くの需要家で断水や下水道の利用支障が継続</li> <li>津波や揺れによる被害が大きかった地域を除き、都市ガス、LPガスの供給が再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波で大きな被害を受けた地域等を除く地域では、停電や通信支障の多くが解消</li> <li>電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施</li> <li>被災が大きい浄水場や処理場を除き、ほとんどの施設が運転できる状態に復旧し、断水や下水道の利用支障の多くが解消</li> <li>津波浸水で固定電話の交換機が被害を受けた地域でも、応急復旧により不通の多くが解消</li> <li>津波で大きな被害を受けた地域を除き、都市ガス、LPガスの供給が再開</li> </ul>	
避難対応シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高台(津波避難ビル等)・指定避難地・広域避難場所への避難勧告・指示</li> <li>避難誘導の実施</li> <li>避難所開設</li> <li>帰宅困難者等への情報提供(一時帰宅の抑制等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、生活物資を調達・輸送</li> <li>避難所等における災害時要援護者へのケア実施</li> <li>交通規制による緊急交通路の確保</li> <li>自主防災組織等による避難所の運営体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の福祉避難所への移送を開始</li> <li>福祉関係職員を派遣する等の対応について調整</li> <li>自宅避難者等の把握</li> <li>帰宅困難者等への帰宅支援</li> <li>ホテル・旅館等に対する避難者の受入協力要請(特に配慮が必要な人を優先)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難生活時の医療・健康上の留意点を周知</li> <li>医師・看護士・保健師等による巡回、こころのケア等を実施</li> <li>警察による避難所の警戒活動</li> <li>避難所の生活環境調査、ニーズ把握調査の実施</li> <li>避難生活の苦情相談対応(ペット等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅避難者への情報提供、生活維持のための物資供給継続</li> <li>避難所の閉鎖準備</li> </ul>	
救出救助・医療救護対応シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急・救助活動の開始</li> <li>災害拠点病院等の開設状況・被害状況を把握</li> <li>重症患者の広域医療搬送開始</li> <li>DMAT等医療チーム派遣要請・受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の派遣受入</li> <li>発電用の燃料等の調達</li> <li>災害薬事コーディネーターによる医薬品確保等に関する全体調整</li> <li>ヘリコプター等による後方搬送</li> <li>災害対策基本法に基づき非被災道府県への医療チーム派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(消防、警察、海保、自衛隊による捜索・救助活動)</li> <li>人工透析施設稼働状況、医療衣存量の高い患者の安否状況等を把握</li> <li>災害医療コーディネーターによる医療の需給調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症指定医療機関が機能しない場合における他の指定医療機関等の受け入れ調整</li> <li>被災地への医師・看護師・保健師等の派遣について調整</li> </ul>		
遺体の収容・身元確認・安置・埋火葬の対応シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体収容、検視検案の開始</li> <li>遺体収容所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、医師(歯科医師)が連携して検視検案活動を継続</li> <li>全国からの棺等の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域緊急対策隊事務隊及び日本法医学会派遣要請時の受け入れ</li> <li>広域的な火葬の調整</li> <li>土葬の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な遺体収容所の開設を検討</li> <li>埋火葬に係る特別措置の周知</li> <li>国からの要請に基づき埋火葬マニュアルを市町村へ提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者が徐々に減少し、遺体捜索の縮小化</li> <li>火葬できず土葬された遺体の改葬実施</li> </ul>	
住宅対応シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物倒壊、一部損壊等 → 住民が避難</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物・住宅被害の把握開始</li> <li>被災建築物の応急危険度判定を支援</li> <li>応急住宅対策需要を把握</li> <li>使用可能な公営住宅の空き状況を把握</li> <li>応急借上げ住宅の情報提供・入居開始</li> <li>業界団体等に仮設住宅の大量供給を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急住宅の提供計画を作成</li> <li>応急建設住宅の建設を開始</li> <li>公営住宅の応急修理を要請・発注</li> <li>応急建設住宅建設用地を検討・確保</li> <li>広域避難の受入れ先における費用の取扱い等について周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅供給計画を作成</li> <li>災害公営住宅を建設</li> <li>広域避難者の生活再建支援策の検討</li> <li>災害公営住宅への入居者募集</li> <li>応急仮設住宅の地帯編入を解消済み</li> <li>応急建設住宅の入居者ケアを実施</li> </ul>	
広域支援シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村の被害状況の把握</li> <li>被害の少ない周辺市町村に状況鑑別を依頼</li> <li>国や自衛隊、非被災自治体に広域支援を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検視可能な人材の派遣を要請</li> <li>国(地方整備局)等と連携して応急復旧工事を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都道府県、他市町村からの応援職員を要請・受入開始</li> <li>物資の集積拠点を被災地周辺に設置し、広域的な受け入れを開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の応援職員を市町村のニーズに応じてマッチング</li> <li>民間物産機能の活用のための調整を開始</li> <li>海外からの援助部隊の支援を円滑化するための調整を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>求められる応援内容を広域で発信</li> <li>過去に被災経験のある行政職員や大学、民間企業等、復興支援活動に従事できる人材を把握し、市町村と調整しながら応援要請等を実施</li> </ul>	



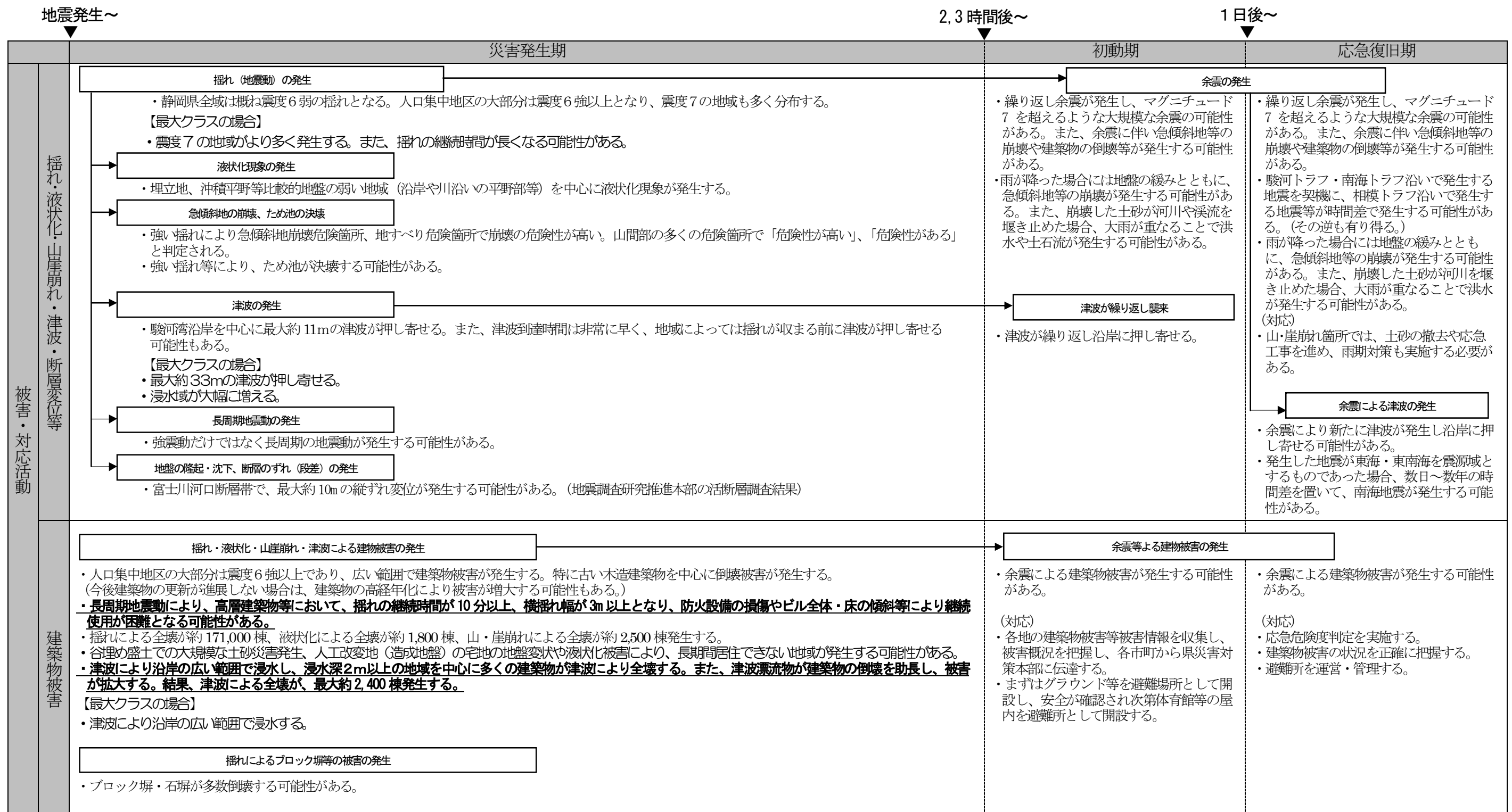
区分	地震発生	1日後	2、3日後	1週間後	1ヶ月後	半年、1年後～
<b>交通、緊急物資確保 対応シナリオ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・橋梁・空港・港湾の被害状況把握</li> <li>緊急輸送路等の啓開(応急復旧作業の開始) ※対応路の高架橋等緊急道路等と、浸水エリアに進入するルートを最優先で確保</li> <li>県管理港湾の応急修復・航空啓開</li> <li>応急復旧資機材のストックヤード確保</li> <li>備蓄による食料・生活必需品等の確保</li> <li>業界団体等に物資・燃料等の調査・輸送手段の確保依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報解除後、浸水エリアの緊急輸送路等・港湾で啓開作業を開始</li> <li>静岡空港の安全確認・緊急輸送利用開始</li> <li>物流専門家への派遣要請</li> <li>TEC-FORCE等の支援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東名高志道路・新東名高志道路の通行確保、交通規制の実施</li> <li>津波浸水エリアに進入するルートの確保、交通規制の実施</li> <li>緊急輸送ルートの確保に伴い、緊急輸送を本格的に開始</li> <li>一部港湾での緊急輸送開始</li> <li>ヘリコプターを用いた緊急輸送開始</li> <li>建設業協会、土木工業会等と、復旧工事に係る人員や資機材等を調整</li> <li><b>国及び物流業者等と調整し、物資・燃料等を確保</b></li> <li>被災地周辺に物資の受入拠点設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・港湾の復旧作業継続、復旧資機材・要員確保</li> <li>交通規制の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高志道路・幹線国道等の一般車両を含めた通行確保(一部交通規制継続)</li> <li>岸壁の本格復旧開始</li> <li>要員・資機材・援助物資等の緊急輸送の継続</li> <li>地方公共団体や事業者による復旧活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の復旧等に係る助成等の支援</li> <li>災害復旧資機材等の輸送継続</li> </ul>
<b>し尿・ごみ・がれき 対応シナリオ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理施設、廃棄物処理施設等の被害状況の把握</li> <li>下水道の被災状況を把握し、水洗トイレの使用制限について市町村に情報提供</li> <li>応急トイレの設置を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の被害状況を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道の復旧作業を実施</li> <li>他県や国に対し、し尿処理の応援(キュームカー、仮設トイレ)を要請</li> <li>し尿処理施設、廃棄物処理施設等に係る設備、機器等が不足量の把握</li> <li>市町村が先行がれき・ごみ処理に関して必要な調整等を実施</li> <li>被災地外に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理の協力要請</li> <li>がれき発生量の推計に基づく、震災廃棄物処理の財源的な支援に関する検討を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県、国に対してがれきの搬送及び処理の応援を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の市町村や民間業者等、広域連携に基づく震災廃棄物の処理の調整を実施</li> <li>廃棄物処理のガイドライン等の発信、自動車や船舶の処理方法の情報提供等</li> </ul>	
<b>経済影響シナリオ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の被災、ライフラインの供給停止等により企業活動に支障発生</li> <li>地震の状況の把握</li> <li>施設の被害状況の確認</li> <li>従業員の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時の要員を残し他の従業員は帰宅・自宅待機</li> <li>施設の被害・従業員の被災状況をもとに今後の方針検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニ・カナルインスタント等の全国チェーンで応急性が問われるサービス業は反古請でも活動再開</li> <li>その他の多くの企業は自社の被害に関わらず、当面は企業再開に向けた施設の復旧作業等を実施</li> <li>財政基盤の弱い中小企業を中心に、激甚災害法の指定に基づき、融資期間の延長、復旧事業の補助の措置を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の被害・従業員の被災状況が軽微な場合は、活動を再開</li> <li>大企業に関しては、操業停止期間中、むやみに雇用者を調整しないよう、国等と協議</li> <li><b>物流ルートや供給元が被災した場合は、新たな物流ルート・サプライチェーン確保のための探索</b></li> <li>中小企業を中心に国等による各種補助・減免等の制度を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業では概ね物流ルート、サプライチェーンの確保、営業を順次再開</li> <li>中小企業で財政基盤のある企業や被災が少ない企業から順次再開</li> <li>国や県の各種補助、減免、その他復興制度を利用して復旧・復興を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業は概ね全般的に活動を再開</li> <li>中小企業で財政基盤のある企業や被災の少ない企業は概ね本格活動再開</li> <li>国等による各種制度の延長の要請</li> <li>漁船や農家等の自営業者について、組合や株式会社等により新たな取引組織等を整備</li> </ul>
<b>県民シナリオ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水想定域では直ちに避難(→事前に避難先を確認)</li> <li>自宅が被災し、避難所へ避難(→事前に耐震化、家具類の固定)</li> <li>家族と連絡がとれない(→災害用伝言ダイヤル等を活用)</li> <li>停電でテレビ等から情報を得られない(→ラジオ等の活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>断水、ガス供給停止等で調理できない(→事前に食料、飲料水等を備蓄)</li> <li>余震に備えて、家具の固定を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料等物資供給や交通手段の再開情報などの生活困窮情報の入手が困難(→避難所等の掲示板や行政ホームページの活用)</li> <li>地域により停電や通信の途絶が継続し、生活困難(→電源車や移動基地局等、事業者の応急対策により通信確保)</li> <li><b>ガソリンが不足し、移動や物資調達に困難</b>(→行政やNPOによる避難所以外への支援を実施)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ローンが残っている住宅等の被災による、二重ローンの発生が問題化(→国や自治体が金融機関と協力して二重ローンへの対応を支援)(→被災者支援)</li> <li>被災企業による解雇が継続し、多くの失業者が発生(→行政が復旧作業等の臨時雇用を創出し、被災者の当面の就業環境を整備)</li> </ul>	

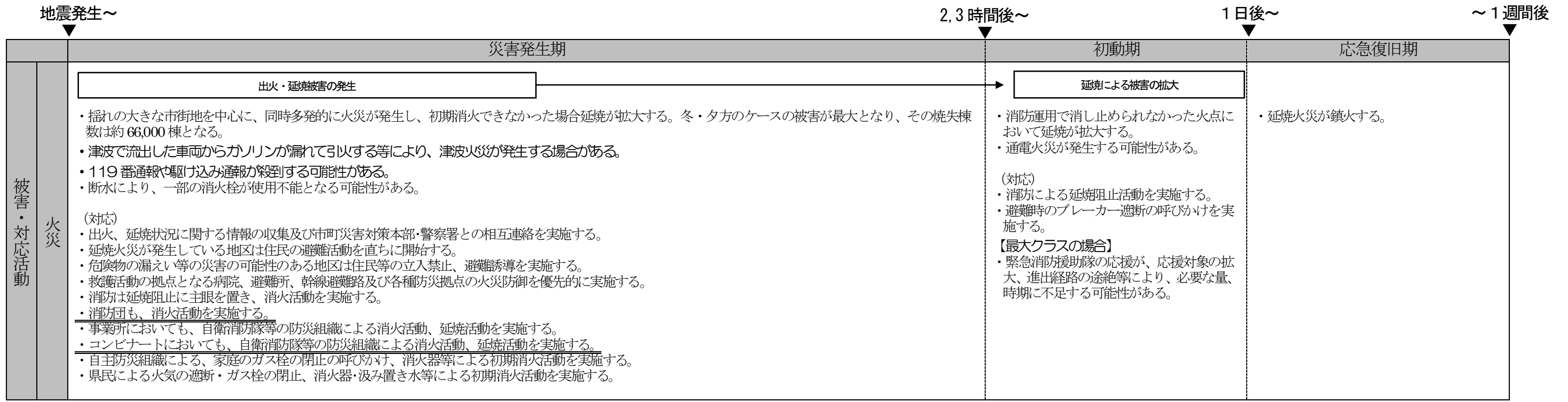
区分	地震発生	噴火警戒レベル1→4	噴火警戒レベル5～	噴火警戒レベル5(中長期)	噴火警戒レベル5→4以下(復興対応)
<b>連続災害としての富士山 火山災害対応シナリオ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による被害と対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 群発地震の増加・マグマの上昇(レベル3)</li> <li>● 情報伝達「噴火予報」</li> <li>● 災害時要援護者の避難、福祉避難所開設準備</li> <li>● マグマが浅部へ上昇(レベル4)</li> <li>● 情報伝達「噴火警報(避難準備)」</li> <li>● 災害時要援護者の避難</li> <li>● 福祉避難所開設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 噴火発生</li> <li>● 避難対象地域の設定、警戒区域の設定</li> <li>● 避難勧告・指示、避難指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 噴火活動の継続</li> <li>● 避難の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 噴火活動の縮小</li> <li>● 避難の継続</li> <li>● 一部避難者の帰宅</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【地震災害による制約】</li> <li>・停電や通信途絶による各種情報伝達の遅れ</li> <li>・道路被害等による避難実施の遅れ等</li> <li>【火山災害による制約】</li> <li>・立ち入り禁止区域内の地域の被害把握及び救助遅れ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地震災害による制約】</li> <li>・建物倒壊による避難者の受け入れ先避難所の不足等</li> <li>【火山災害による制約】</li> <li>・降灰による周辺地域での飲料水や飲食物への影響に伴い生活物資が不足等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地震災害による制約】</li> <li>・地震被害にあったインフラ、ライフラインの復旧遅れによる火山災害の復旧活動遅れ等</li> <li>【火山災害による制約】</li> <li>・中長期にわたる立ち入り禁止区域の復旧・復興の困難等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地震災害による制約】</li> <li>・地震被害にあったインフラ、ライフラインの復旧遅れによる火山災害の復旧活動遅れ等</li> <li>【火山災害による制約】</li> <li>・中長期にわたる立ち入り禁止区域の復旧・復興の困難等</li> </ul>

区分	地震発生～警戒体制(警戒事象、特定事象の発生)	原子力緊急事態宣言	放射線物質放出	放出停止後～中長期対策
<b>複合災害としての原子力 災害対応シナリオ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電所内の機器故障、異常発生等</li> <li>● 地震による被害の情報伝達・広報</li> <li>● 警戒態勢</li> <li>● 住民避難等の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大な事故への進展</li> <li>● P.A.Z(5km圏)住民の避難、UPZ(31km圏)住民の屋内退避(原則)、UPZ(31km圏)外住民への注意喚起</li> <li>● 緊急時モニタリング活動開始、スクリーニングの準備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境中への放射性物質の放出</li> <li>● 放射線物資の拡散状況により、避難、屋内退避の継続・拡大、安定ヨウ素剤服用、一時帰郷、飲食物摂取制限、出荷制限の実施</li> <li>● 緊急時モニタリング、スクリーニングの実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境中への放射性物質の沈着、中長期環境</li> <li>● 各種対応の継続</li> <li>● 除染活動の実施</li> <li>● 風評被害の対応等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【地震災害による制約】</li> <li>・停電や通信途絶による各種情報伝達の遅れ、道路被害等による避難実施の遅れ等</li> <li>【原子力災害による制約】</li> <li>・PAZもしくはUPZ内の被害把握及び救助遅れ、活動要員の放射線防護等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地震災害による制約】</li> <li>・建物倒壊による避難者の受け入れ先避難所の不足等</li> <li>【原子力災害による制約】</li> <li>・放射線物質による周辺地域での飲料水や飲食物への影響に伴い生活物資が不足等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地震災害による制約】</li> <li>・地震被害にあったインフラ、ライフラインの復旧遅れによる原子力災害の復旧活動遅れ等</li> <li>【原子力災害による制約】</li> <li>・汚染されたガレキ処理、汚染区域の復旧・復興が困難等</li> </ul>

\*少子高齢化の進展、社会の基幹的インフラの高経年化、社会情勢の変化により、より多くの物的・人的被害の発生や対応力不足の深刻化が、今後顕在化してくることに留意する必要がある。

(2) 自然現象・建築物被害・火災等のシナリオ





(3) 県災害対策本部のシナリオ

	地震発生～	2,3時間後～	12時間後～	1日後～	1週間後～	1ヶ月後～
	災害発生期	初動期	初動期	初動期	応急復旧期	復旧期
被害・対応活動	<p><b>&lt;状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>巨大な地震が発生し、県全域で甚大な被害が発生する。</li> <li>沿岸部で津波により被害が発生する。</li> <li>マグニチュード7程度の余震が発生し、小さな余震も頻繁に発生する可能性がある。</li> <li>市街地火災が発生する可能性がある。</li> <li>県内で死傷者が多数発生する可能性がある。</li> <li>広範囲で断水、停電等の発生可能性がある。</li> <li>庁舎でも施設被害、ライフライン機能支障が発生し、一部情報連絡が不能となる可能性がある。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大津波等により災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;初動&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急地震速報を受信する。</li> <li>地震計ネットワークや気象庁から震度速報、津波警報を受信する。</li> <li>防災対策要員が非常参集する。</li> <li>庁舎内の安全確認を実施する。</li> <li>気象庁、内閣府、消防庁、自衛隊、都道府県などからの本部への照会に対応する。</li> <li>職員の見傷、家族の安否確認等により本部要員参集が不十分な状態で災害対策本部を設置することになる可能性がある。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線職員が死傷し指揮機能が失われる可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;情報収集&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内外の情報収集を開始する。</li> <li>各市町の被害情報を収集する。</li> <li>ヘリによる被害情報収集を実施する。</li> <li>地上系防災無線が、中継局舎の一部が被災し、通信不能となる可能性がある。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町では、庁舎の甚大な被災、(幹線)職員の死傷等に伴い、連絡の取れない市町がある。</li> </ul> <p><b>&lt;国、自衛隊、周辺自治体との連携&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の窓口を確認する。</li> <li>自衛隊幹部が県庁に到着する。</li> <li>国へ被害状況、災害救助法適用を報告する。</li> <li>周辺自治体と広域応援について調整する。</li> <li>国へ応援を要請する。</li> <li>自衛隊へ派遣を要請する。</li> <li>国、自衛隊、周辺自治体と活動内容の調整を行う。</li> <li>倒壊家屋からの負傷者の救出を行う。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容の調整を行うが混乱が発生する可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;広報&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事が県民への呼びかけを実施する。</li> <li>知事から全国へ救援を要請する。</li> <li>ラジオ、テレビ局、新聞社、通信社等マスコミへ定期的な広報を開始する。</li> </ul>	<p><b>&lt;状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マグニチュード7程度の余震が発生し、小さな余震も頻繁に発生する可能性がある。</li> <li>医療機関は負傷者の殺到により混乱、一部医療機関は施設の被災等により診療不能、病院間の調整ができなくなる可能性があり、重篤者は周辺自治体へ一部搬送する必要がある。</li> <li>高速道路を含め、主要幹線道路が一部不通となる可能性がある。</li> <li>住民が避難所へ避難する。携帯電話等がつかえず安否確認が困難となる可能性がある。</li> <li>主要駅は滞留者で混乱する。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線り返し津波が押し寄せる可能性があり、大津波警報が発表されたままである。</li> <li>沿岸部から離れた地域でも、津波による被害が拡大する可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;初動&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の応急通電、応急電話開設などを事業者に要請する。</li> <li>本部要員の本来の要員数を確保するが、交替要員が確保できない可能性がある(夜間・休日等では要員の確保も困難となる可能性)。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県(出先)・市町では、職員や庁舎の被災により初動体制が確保できない可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;情報収集&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町からの救助要請等が相次ぐ。</li> <li>揺れ、津波、火災等により少なくとも死者数千人以上、負傷者も数千人以上に及ぶことを予測する。</li> <li>各市町の被害情報を収集する。</li> <li>ライフラインの被害情報を収集する。</li> <li>県内道路の被害情報を収集する。</li> <li>県内の人的・物的被害状況を把握する。</li> <li>国等からも情報を収集する。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分に被害情報が入らない可能性が高くなる。</li> </ul> <p><b>&lt;国、自衛隊、周辺自治体との連携&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の災害対策本部等へ応援を要請する。</li> <li>国へ被害状況等を報告する。</li> <li>周辺自治体と広域応援について調整する。</li> </ul> <p><b>&lt;対策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県庁内、防災関係機関へ対応を指示する。(・ヘリテレにより延焼火災、津波被害等の被害状況を目視確認する。)</li> <li>陸・海・空路(ヘリ)による応援ルート、自衛隊等応援部隊の集結場所を指定・確保する。</li> <li>負傷者等の救出救助、重篤患者の搬送</li> <li>医師等の不足による医療チームの派遣</li> <li>医薬品、輸血用血液の調達</li> <li>連絡のとれない市町に対する職員の派遣やヘリによる重点的な情報収集</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域で甚大な被害に対し、被災地外からの応援が分散する可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;広報&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事から全国へ救援を要請する。</li> <li>定期的に記者会見を実施する。</li> <li>ホームページ等による情報発信を開始する。</li> </ul>	<p><b>&lt;状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>揺れ・津波・山崖崩れによる建築物被害、火災等による被害の規模が把握できはじめる。</li> <li>一部医療機関では医薬品等の不足が発生する可能性がある。</li> <li>県、市町等防災関係機関の施設にも避難者が押しかけ、応急対策活動に支障が生じる。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き津波が押し寄せる可能性があり、大津波警報が発表されたままである。</li> <li>防範堤を越えた津波により浸水した市街地で、水がひかず浸水した状態が続く地がある。</li> </ul> <p><b>&lt;情報収集&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の被害情報を収集する。</li> <li>ライフラインの被害情報を収集する。</li> <li>県内輸送路の被害情報を収集する。</li> <li>県内の人的・物的被害状況を把握する。</li> <li>国等から情報を収集する。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の大きな地域で通信(固定・携帯電話、ネットワーク等)が途絶し通信が困難になる。</li> </ul> <p><b>&lt;国、自衛隊、周辺自治体との連携&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国へ被害状況等を報告する。</li> <li>広域応援を調整する。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊等との派遣場所等の調整を行うが、優先順位等に関する混乱が発生する可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;対策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町からの各種要請に対応する。</li> <li>協定を締結している民間企業等に物資調達、搬送等の支援要請を行う。</li> <li>緊急交通路の決定及び道路啓開を行う。</li> <li>港湾の道路啓開を行う。</li> <li>ライフラインの復旧支援を行う。</li> <li>他県等からの支援申し出等に対応する。</li> <li>緊急援助物資の申し出等に対応する。</li> <li>応急危険度判定士の広域応援を要請する。</li> <li>緊急物資の集積・配分拠点の確保と活動体制を確立する。</li> <li>ボランティア対策本部を開設する。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民の生活救護のための物資調達が、県外でも膨大な必要量となり確保が困難となる。</li> <li>道路等の混乱、車両不足のため県内の職員の移動、負傷者の搬送、物資輸送が困難になる。</li> </ul> <p><b>&lt;広報&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事から全国へ救援を要請する。</li> <li>記者会見を実施する。</li> </ul>	<p><b>&lt;状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>余震は徐々に回数は減少してくるが、最大余震が発生する可能性がある。</li> <li>膨大な死傷者の収容が遅れるとともに、身元確認や検視の人員が不足する。また、火葬場の処理能力を越えることから火葬ができない。</li> <li>火災はほぼ鎮火する。</li> <li>被害の概要がほぼ判明する。</li> <li>道路渋滞等で緊急物資は十分届かず混乱する可能性がある。</li> <li>陸上輸送用や航空機用の燃料が不足する可能性がある。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報が解除されるが、3日程度注意報が解除されないままである。</li> <li>大津波警報は一度解除されても、余震により再度発表されることがある。</li> <li>一部の地域では津波警報が継続し、余震のたびに避難しながらの救助活動・応急復旧活動となる。</li> </ul> <p><b>&lt;情報収集&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の被害情報を収集する。</li> <li>県内の人的・物的被害状況を把握する。</li> <li>国等から情報を収集する。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信事業者による代替通信設備(衛星電話等)を確保した市町等からの情報収集が開始される。</li> </ul> <p><b>&lt;国、自衛隊、周辺自治体との連携&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国へ被害状況等を報告する。</li> <li>広域応援を調整する。</li> </ul> <p><b>&lt;対策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町からの各種要請に対応する。</li> <li>被害の甚大な市町や、状況が把握できない地域に県から応援職員を派遣する。</li> <li>死者や行方不明者の身元確認・情報収集および提供を行う。</li> <li>市町の遺体搬送・検視・安置等の作業を実施する。</li> <li>他県等からの支援への対応、調整を行う。</li> <li>道路、鉄道等交通網の復旧状況を確認し、観光客等の帰宅困難者を徐々に帰宅させる。</li> <li>緊急援助物資の対応、調整を行う。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>輸送ルート、輸送方法</li> <li>物資の種類、量の調整</li> </ul> </li> <li>国等と輸送用燃料調達の調整を行う。</li> <li>ボランティアの受け入れに対応する。</li> <li>応急危険度判定士の受け入れに対応する。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検視が可能な医療関係者、応急危険度判定士等の専門的な人材や、棺・ドライアイス等の資機材、遺体収容所や応急機関の受入場所等が不足する。</li> <li>要介護者や入院患者等に被災地に対応することが困難になり、被災地外への広域避難を検討する。</li> </ul> <p><b>&lt;広報&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事から全国へ救援を要請する。</li> <li>災害対策本部による定期記者会見を開始する。</li> <li>テレビ、ラジオによる広報を開始する。</li> <li>臨時広報紙等の発行を開始する。</li> </ul>	<p><b>&lt;状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>余震は徐々に規模が小さくなり、回数も減少してくると想定される。</li> <li>建築物の倒壊による現場の救出作業は終了するが、津波被害に伴う捜索活動は継続中である。</li> <li>ライフラインの復旧とともに、避難所の避難者は徐々に減少し、物資も定期的に配送され始める。</li> <li>学校再開の検討を始めるが、避難所となっている学校の再開は難しい状況も発生する可能性がある。</li> <li>災害対策職員の過労が問題となる可能性がある。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波で市街地が壊滅した地域では、避難所の避難者等が自宅に戻れない状態が継続する。</li> <li>広域でライフラインの復旧作業が必要であるために、復旧に必要な人材や資機材の調整が困難となり、被害が甚大であった地域ではライフラインの復旧作業が遅延する。</li> </ul> <p><b>&lt;情報収集&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国等から情報を収集する。</li> <li>各市町の対応状況を収集する。</li> <li>県内の人的・物的被害状況を把握する。</li> <li>国等から情報を収集する。</li> </ul> <p><b>&lt;国、自衛隊、周辺自治体との連携&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国へ被害状況等を報告する。</li> <li>広域応援を調整する。</li> </ul> <p><b>&lt;対策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営国民宿舎、公営・民間の賃貸住宅の空き状況を把握し、市町に情報提供を行って県民の生活場所のあっせんを支援する。</li> <li>各市町からの物資要請等を調整する。</li> <li>他県等の支援に対応する。</li> <li>緊急援助物資の対応、調整を行う。</li> <li>ボランティアの受け入れに対応する。</li> </ul> <p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波等による多数の行方不明者の捜索活動が継続する。</li> <li>多数の行方不明者や身元不明の遺体に関する情報を整理し、県外避難者も含め全国に情報提供・確認を求める。</li> </ul> <p><b>&lt;広報&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に記者会見を実施する。</li> </ul>	

(4) 地震予知状況下に実施する地震防災応急対応シナリオ

(前後する場合がある)

	調査情報(臨時)発表時	注意情報発表時	地震予知情報発表時	警戒宣言発令時
社会状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇注意情報発表の基準には達していないが、1ヶ所以上の歪計が大きく変化</li> <li>◇テレビ、ラジオの報道等により情報を知り、一部で混乱が生じる。</li> <li>◇公共交通機関は平常どおりの運転(防災対応は特になし)</li> <li>◇ライフラインは通常どおりの供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地震予知情報発表の基準には達していないが、2ヶ所以上の歪計が大きく変化</li> <li>◇必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策を実施</li> <li>◇救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇3ヶ所以上の歪計が大きく変化</li> <li>◇警戒宣言時に準じた対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇津波やかけ崩れの危険地域からの住民避難実施</li> <li>◇公共交通機関はすべて停止</li> <li>◇高速、一般道路とも強化地域内への流入制限</li> <li>◇避難路及び緊急交通路では一般車両の通行禁止・制限</li> <li>◇飲料水、電気、ガスは供給継続</li> <li>◇エレベーターは原則停止</li> <li>◇電話、携帯電話は必要に応じ一般通話制限</li> <li>◇金融機関は一部のATMを除いて営業停止</li> <li>◇病院は緊急を除いて外来診療は中止</li> <li>◇学校は教育活動を中断</li> <li>◇コンビニ・デパートは原則として営業停止(耐震性等が確保されている場合は各店舗の判断により営業継続)</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇気象庁から情報を受信し、市町等へ一斉指令</li> <li>◇情報収集連絡体制をとる</li> <li>◇気象庁が記者会見</li> <li>◇知事へ調査情報が発表された旨を報告</li> <li>◇東海地震注意情報を待って全職員動員を知事に確認</li> <li>◇第2次事前配備態勢</li> <li>◇内閣危機管理室の立上げを確認</li> <li>◇東京事務所職員を国の各機関へ派遣し情報収集</li> <li>◇問い合わせの対応に追われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇気象庁から情報を受信し、市町等へ一斉指令</li> <li>◇判定会招集報を受信し、市町等へ一斉指令</li> <li>◇気象庁が記者会見</li> <li>◇全職員を動員</li> <li>◇市町に対応を指示</li> <li>◇知事から県民への呼びかけ</li> <li>◇警戒本部立上げの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地震予知情報を受信し、市町等へ一斉指令</li> <li>◇市町に対応を指示</li> <li>◇警戒宣言による警戒本部立上げを知事に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇警戒宣言を受信し、市町等へ一斉指令</li> <li>◇警戒本部を立上げ</li> <li>◇市町に対応を指示</li> <li>◇知事から県民へ定期的に呼びかけ実施</li> <li>◇情報収集・伝達</li> <li>◇広報活動</li> <li>◇自衛隊派遣要請</li> <li>◇社会秩序の維持活動</li> <li>◇地域への救援活動</li> <li>◇緊急輸送活動</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県の一斉指令により情報を受信</li> <li>◇情報収集連絡体制をとる</li> <li>◇幹部職員へ情報を報告</li> <li>◇警戒宣言発令時の手順等確認</li> <li>◇海水浴場等へ情報を伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県の一斉指令により情報を受信</li> <li>◇幹部職員へ情報を報告</li> <li>◇警戒本部立上げの準備</li> <li>◇海水浴場等へ情報を伝達・避難指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県の一斉指令により情報を受信</li> <li>◇身体生命に関する情報を優先広報</li> <li>◇避難対象地域への避難勧告・指示</li> <li>◇自主防災活動の要請</li> <li>◇家庭での防災対策の広報</li> <li>◇社会秩序を維持する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県の一斉指令により情報を受信</li> <li>◇幹部職員へ情報を報告する。</li> <li>◇サイレン等で警戒宣言を住民へ伝達</li> <li>◇避難対象地域への避難勧告・指示</li> <li>◇自主防災活動の要請</li> <li>◇家庭での防災対策の広報</li> <li>◇社会秩序を維持する情報</li> <li>◇道路交通情報</li> <li>◇ライフライン情報</li> <li>◇生活・医療関連情報</li> </ul>
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国・県より情報提供を受信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国・県より情報提供を受信</li> <li>◇要員の配置</li> <li>◇防災業務計画等に基づく応急対策業務の実施準備</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国・県より情報を受信</li> <li>◇要員の配置</li> <li>◇防災業務計画等に基づく応急対策業務の実施</li> </ul>
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇幹部を招集し今後のマニュアル確認</li> <li>◇警戒宣言発令時等の診療中止手順等を確認</li> <li>◇入院患者の安全措置等の方法を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇院内放送により来院者に情報を伝達</li> <li>◇外来診療中止の準備に入り、来院者を帰宅させる</li> <li>◇退院可能患者の退院手続き開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇入院患者の安全措置等を開始</li> <li>◇被災者の受け入れ準備開始</li> <li>◇来院者の帰宅を確認</li> <li>◇退院可能患者の退院は取り止める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇院内放送により情報を伝達</li> <li>◇緊急患者を除き外来診療は中止とする。</li> <li>◇入院患者の安全措置等を実施</li> <li>◇耐震性等の安全性が確保されていない施設では帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施</li> <li>◇被災者の受け入れ準備</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童生徒の帰宅方法等の確認(特別支援学校では社会的混乱を考慮し、児童生徒の引き渡しを始める学校もある)</li> <li>◇教育委員会等との情報交換により対応を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇教育活動の中断</li> <li>◇原則として、児童生徒の帰宅、保護者への引き渡し開始</li> <li>◇教育委員会等との情報交換により対応を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇教育活動の中断</li> <li>◇原則として、児童生徒は学校で待機</li> <li>◇教育委員会等との情報交換により対応を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇教育活動の中断</li> <li>◇原則として、児童生徒は学校で待機</li> <li>◇教育委員会等との情報交換により対応を確認</li> <li>◇避難所としての学校に住民が殺到し始める。</li> </ul>

(5) ライフラインのシナリオ

地震発生		2,3 時間後～	2,3 日後～	1 週間後～
災害発生期		初動期 (2,3 時間後～2,3 日後)	応急復旧期 (2,3 日後～1 週間後)	復旧期 (1 週間後～)
被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路に折損、破裂、継手の離脱が生じ、一部給水不能となると想定される。<b>(配水管に約 5 万 6 千箇所(約 2.71 箇所/km)の被害)</b></li> <li>水源、浄水場等の構造物で被害が発生する可能性がある。停電により停止する施設も発生する可能性がある。</li> <li>夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>津波浸水範囲が拡大し、一部の水道施設に被害が発生する。</li> <li><b>配水管に約 6 万箇所(約 2.90 箇所/km)の被害が発生する。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後で約 358 万人(約 96%)、1 日後で約 346 万人(約 93%)が断水すると想定される。</li> <li>家庭内備蓄飲料水や応急給水により生活水を得るが、給水不足が発生すると想定される。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>津波浸水範囲の拡大に伴い、初動対応がより困難になる地帯が発生する。</li> <li><b>発災直後で約 361 万人(約 97%)、1 日後で約 347 万人(約 94%)が断水すると想定される。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業により、徐々に断水状況が改善されると想定される。</li> <li>業者や資機材の不足が発生する可能性がある。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>断水状況はある程度解消されるが、1 週間後では約 214 万人(約 58%)が断水のままであると想定される。</li> <li>仮設配管等による応急復旧するまでには相当な期間を要する。(95%復旧日数は約 4 週間である。)</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>1 週間後では約 220 万人(約 59%)が断水のままであると想定される。</li> <li>超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。</li> </ul>
	<p>上水道</p> <p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>&lt;県&gt;、市町・事業者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常参集を実施する。</li> <li>市町被害状況、県施設被害情報の収集を開始する。</li> <li>県施設の緊急遮断弁等により、水の流出を防ぐ。</li> </ul> </li> <li><b>&lt;市町・水道事業者&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常参集を実施する。</li> <li>緊急遮断弁等により、水の流出を防ぐ。</li> <li>施設被害情報の収集を開始する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の情報収集を継続するとともに応急給水等の応援活動の情報収集を開始する。</li> <li>県施設の応急復旧に着手するとともに、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を実施する。</li> <li>厚生労働省、自衛隊及び他都道府県へ応援を要請する。</li> <li>(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。</li> </ul> <p>&lt;市町及び水道事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集及び被害箇所を把握する。</li> <li>小規模な配水管被害の場合、応急修理による給水を図るとともに、弁操作により他系統の管網から給水を図る。可能な箇所では本復旧を実施する。</li> <li>病院や避難所等での救護活動に必要な水を確保する。</li> <li>断水区域に対して、生命維持に必要な 3ℓ/人・日の給水確保に努める。</li> <li>(公社) 日本水道協会を通じ応援可能な水道事業者に応援を要請する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集を継続し、状況を把握する。</li> <li>県施設の応急復旧を継続するとともに、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を継続する。</li> <li>厚生労働省、自衛隊及び他都道府県へ応援を要請する。</li> <li>(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。</li> </ul> <p>&lt;市町及び水道事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な配水管被害の場合、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。</li> <li>飲用・炊事やトイレ、手洗に必要な 20ℓ/人・日の給水確保に努める。</li> <li>(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集を継続し、状況を把握する。</li> <li>県施設の応急復旧を継続する。</li> <li>厚生労働省、自衛隊及び他都道府県へ応援を要請する。</li> <li>(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。</li> </ul> <p>&lt;市町及び水道事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧を継続する。</li> <li>応急復旧が完了した地域では恒久復旧に着手する。</li> <li>飲用・炊事やトイレ、手洗、風呂等に必要 100ℓ/人・日(～3 週間)、被災前と同程度(～4 週間)の給水確保に努める。</li> <li>(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。</li> </ul>
被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水、揺れにより処理場、中継ポンプ場に被害が発生する。</li> <li>停電により処理場、中継ポンプ場が機能しなくなる。</li> <li>揺れ、液状化等により管きょが損傷すると想定される。</li> <li>液状化によりマンホールが地表に浮上する等被害が発生すると想定される。</li> <li>管きょの損傷部から、土砂・地下水が流入し、流下機能が低下すると想定される。</li> <li>夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。</li> <li>合併浄化槽において、周囲の著しい地盤の変化や津波等により浄化槽本体及び流入管きょ等に被害が発生する。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>津波浸水範囲が拡大し、処理場等の被害がより大きくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水困難な地域が発生すると想定される。<b>(発災 1 日後の排水困難者は約 118 万人(約 53%))</b></li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>より広域で排水困難な地域が発生し、より多くの排水困難者が発生する。</li> <li><b>排水困難者は発災 1 日後では約 151 万人(約 67%)と想定される。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業により、徐々に排水困難状況が改善される地区がある。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。</li> </ul>	<p><b>【最大クラスの場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上水道の復旧も考慮し、早期の復旧に努めるが、超広域災害であるため、復旧に要する期間がより長期化する。</li> </ul>
	<p>下水道</p> <p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>&lt;県・市町&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常参集を実施する。</li> <li>情報の収集を開始する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;県・市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集を継続し、被害状況を把握する。</li> <li>緊急点検を実施する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保を目的として、緊急性の高い管きょ・処理場・ポンプ場の点検</li> </ul> </li> <li>緊急調査を実施する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障につながる二次災害の原因となる被害を発見するために管きょ・処理場・ポンプ場の目視等の調査と緊急措置実施の判断</li> </ul> </li> <li>緊急措置を実施する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道施設の重大な機能障害及び二次災害等の危険性を緊急に回避するための仮の措置と下水道施設の使用制限の検討</li> </ul> </li> <li>被害状況により、下水道の全部又は一部を指定して下水道施設の使用制限を行う。</li> </ul> <p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応援可能な市町へ応援を要請する。また、被害が大きい場合、他県等へ応援を要請する。</li> </ul>	<p>&lt;県・市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集を継続し、被害状況を把握する。</li> <li>一次調査を実施する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○管路施設の二次調査の必要性の判定と復旧計画立案に必要な情報を得るための調査と応急復旧作業実施の判断</li> <li>○処理場、ポンプ場の最小限の機能回復させるための情報を得るための調査と応急復旧作業実施の判断</li> </ul> </li> <li>応急復旧を実施する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○管路施設の暫定的に必要な機能を回復させ使用可能とするために一次調査の結果を受けて行う応急的な復旧工事</li> <li>○処理場、ポンプ場の本来の機能を暫定的に回復させるために一次調査の結果を受けて行う応急的な復旧工事</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;県・市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集を継続し、被害状況を把握する。</li> <li>一次調査を継続する。</li> <li>応急復旧を継続する。</li> </ul>

		災害発生期	初動期 (2,3時間後～2,3日後)	応急復旧期 (2,3日後～1週間後)	復旧期 (1週間後～)
電力	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水や揺れ、地盤沈下や一般建物の倒壊・火災等により、架空配電線、地中配電線、変電設備、高圧送電線等に被害が発生すると想定される。 <b>(配電柱約1万6千本(約1.9%))</b></li> <li>中部電力管内の大部分の発電所が、揺れや津波等により停止する可能性がある。東京電力管内の発電所への影響は小さいと考えられる。</li> <li>夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>津波浸水範囲が拡大し、より多くの配電柱、地中配電線、架空配電線の被害が発生する。</li> <li><b>被害は配電柱約2万本(約2.4%)と想定される。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災直後に約200万軒数(約89%)、1日後に約179万軒数(約79%)が停電になると想定される。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>津波浸水範囲の拡大に伴い、初動対応がより困難になる地域が発生する。</li> <li><b>震災直後に約200万軒数(約89%)、1日後に約180万軒数(約80%)が停電になると想定される。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統の切り替えにより、配電線等の被害がなかった地域又はそれらの被害が軽微であった地域を中心に電力供給可能な範囲が拡大される。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全確認による供給再開がなされるまでに相当な期間を要する。<b>(95%復旧日数は約1週間である。)</b></li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。</li> </ul>
	対応	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。</li> <li>非常参集を実施する。</li> <li>情報の収集を開始する。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害対策本部を設置する。</li> <li>情報の収集・伝達を行う。</li> <li>応急復旧に着手する。</li> <li>被害箇所を調査する。</li> <li>事故状況の確認と系統切替による健全区間送電範囲の順次拡大を行う。</li> <li>要員、資機材等を確保する。また、他電力会社へ応援を依頼する。</li> <li>電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復旧工事(故障点切り離し・仮復旧工事等)を実施する。</li> <li>被災による停電エリアの通電については、家庭や事業所などの屋内設備の安全確認を行う。</li> <li>優先的に復旧すべき利用者側施設(医療機関、空港、災害対策本部、官庁、警察など)に関して、復旧に時間を要する場合、発電機車等による応急送電について自治体と調整を行う。</li> <li>電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業を継続し、本復旧を実施する。</li> <li>電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施。</li> </ul>
都市ガス	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震動及び液状化により、耐震性の低い一部の低圧導管において管の折損、継手の離脱などの被害が発生すると想定される。</li> <li>二次災害防止のための安全措置として、主に低圧導管によるブロック単位での供給停止が行われ、一定地域の住宅・施設等が供給停止になると想定される。</li> <li>津波浸水により一部の供給設備の被害が発生する可能性がある。</li> <li>夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給継続地区からのガス漏れ通報が寄せられる。</li> <li><b>ガス供給が停止される地域が発生し、約37万9千戸(約77%)が供給停止になると想定される。</b></li> <li>二次災害防止のために必要な場合には、低圧ブロックによる更なる供給停止が行われ、この場合は住宅・施設等の供給停止件数が拡大する。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>被害地域が拡大することから、より多くの住宅・施設等がガス供給停止になると想定される。</li> <li><b>約39万4千戸(約80%)が供給停止になると想定される。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業により、徐々に供給が再開されていく。</li> <li>社会的重要度の高い需要家(災害拠点病院、防災拠点等)については、優先的な復旧や臨時供給が行われる。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国からの応援隊が加わった後には、復旧のスピードが加速し順次供給が再開されるが、全ての需要家の安全確認を行いながらの作業となるため、全戸の供給再開までには、相当な期間を要する。<b>(家屋被害が著しい需要家を除く95%復旧日数は約4週間である。)</b></li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>超広域災害や津波被害のため、全国からの応援隊が分散し、復旧に要する期間がより長期化する可能性がある。</li> </ul>
	対応	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用では既に100%の需要家でマイコンメーターが普及しており、震度5弱相当の地震が発生した場合には自動的にガスの供給を停止することで、各戸における火災等の二次災害を防止する。</li> <li>加えて、地震計の計測値が規定値を越えた低圧ブロックについては、二次災害防止のための安全措置として供給停止を行う。</li> <li>高圧導管及び中圧導管については、導管の耐震性が高く被害が発生する可能性が低いことから、基本的には供給を継続する。ただし、ブロックの供給停止方法によっては、中圧導管を含めた供給停止が行われる場合もある。</li> <li>非常参集を実施する。</li> <li>情報の収集を開始する。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供給区域の巡回点検に着手し、被害状況の確認及び応急復旧作業を行う。</li> <li>ガス設備の被害箇所付近では、個別にガスの遮断を行う。また、建物倒壊、火災等により被害が集中して発生している地域では、二次災害防止のための安全措置として、一定地域の供給停止を行う場合もある。</li> <li>被害状況によっては、一部の大口需要家に対して使用制限をする場合もある。</li> <li>災害対策本部を設置し、緊急動員を実施する。</li> <li>日本ガス協会に対し、他ガス事業者から応援隊の派遣を要請するとともに応援隊の受け入れ準備を行う。</li> <li>復旧計画を検討する。</li> <li>安全措置、復旧見通し等を広報する。</li> <li>供給を停止した地域において、各戸の閉栓作業を開始する。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国からの応援隊が加わり、大規模な復旧作業が開始される。</li> <li>社会的重要度の高い需要家(災害拠点病院、防災拠点等)については、優先的な復旧や臨時供給を行う。</li> <li>復旧資機材を調達する。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な応援体制のもと、復旧作業が継続される。</li> </ul>
LPガス	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物被害等に伴うボンベの転倒等が発生するが、ガス放出防止器が作動し、ガスの漏えいは少量に止まる。</li> <li>地震を感知したマイコンメーターにより供給が自動遮断される。</li> <li>夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。</li> <li>津波浸水域ではガスボンベ、バルク容器の流出が予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス漏れ通報が寄せられる。</li> <li>ガス供給が停止される場所がある。<b>(約27万1千戸(約32%)が供給停止)</b></li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li><b>約32万8千戸(約38%)が供給停止になると想定される。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徐々に機能が回復すると想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常状態に戻るまでに相当な期間を要する。<b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。</li> </ul>
	対応	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常参集を実施する。</li> <li>情報の収集を開始する。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部を設置し、緊急動員を実施する。</li> <li>被害程度等の情報収集を実施する。</li> <li>ガス漏れ通報があったところを中心に被害調査を実施する。</li> <li>特定の地域に被害が集中した場合には相互応援体制に移行する。</li> <li>業者による被害調査・点検・応急復旧作業が本格化する。</li> <li>二次災害防止等についての広報を実施する。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業者による被害調査・点検・応急復旧作業が継続される。</li> </ul>	<p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業者による被害調査・点検・応急復旧作業が継続される。</li> </ul>

		災害発生期	初動期 (2,3時間後～2,3日後)	応急復旧期 (2,3日後～1週間後)	復旧期 (1週間後～)
電話等通信	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱、ケーブル等の局外設備の被害が発生すると想定される。</li> <li>家庭への引込線の断線被害、電話機の破損・損傷による故障が発生すると想定される。</li> <li>津波浸水や停電により、一部の電話交換機が機能しなくなると想定される。</li> <li>輻輳状態が発生すると想定される。</li> <li>防災関係機関については防災無線等により通話は使用可能と想定される。</li> <li>携帯電話やIP電話でも輻輳が発生すると想定される。また、インターネットも災害時には十分に機能しない可能性もある。ただし、音声通話に比べると電子メールの場合には輻輳に巻き込まれる可能性が小さく、多少の遅延を伴うものの情報を伝えられる可能性がある。</li> <li>夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問合せや見舞呼等による輻輳が発生すると想定される。</li> <li>物的被害で電話が使用不能となると想定される。</li> <li>停電によりビル電話等が使用不能となると想定される。</li> <li>固定電話の通話機能支障は発災直後に約74万8千回線(90%)、1日後に約67万7千回線(81%)と想定される。 【最大クラスの場合】</li> <li>より多くの通話機能支障が発生すると想定される。</li> <li>固定電話の通話機能支障は発災直後に約75万2千回線(90%)、1日後に約68万3千回線(82%)と想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輻輳状態は徐々に解消されるが、1週間程度は電話がかかりにくい可能性がある。</li> <li>避難所等では事前設置の特設公衆電話や移動無線車等によりサービスが復旧する。</li> <li>非常用電話の設置等により徐々に通信が可能となる。</li> <li>【最大クラスの場合】</li> <li>2週間程度は電話がかかりにくい可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後1週間程度でサービスが応急復旧される。 【最大クラスの場合】</li> <li>超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。</li> </ul>
	対応	<p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常参集を実施する。(災害対策本部等の設置)</li> <li>情報の収集を開始する。</li> <li>災害用伝言ダイヤル171等のサービス開始</li> </ul>	<p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集を行い、被害程度を把握する。</li> <li>応急復旧に着手する。</li> </ul>	<p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業を継続する。</li> <li>応援部隊が到着する。</li> </ul>	<p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業を継続し、本復旧を実施する。</li> </ul>

\*地盤の隆起域では港湾の水深の低下、河川の流下機能の低下等、一方、沈降域では水害リスクの増加、内水の排水機能の低下等が発生する可能性がある。

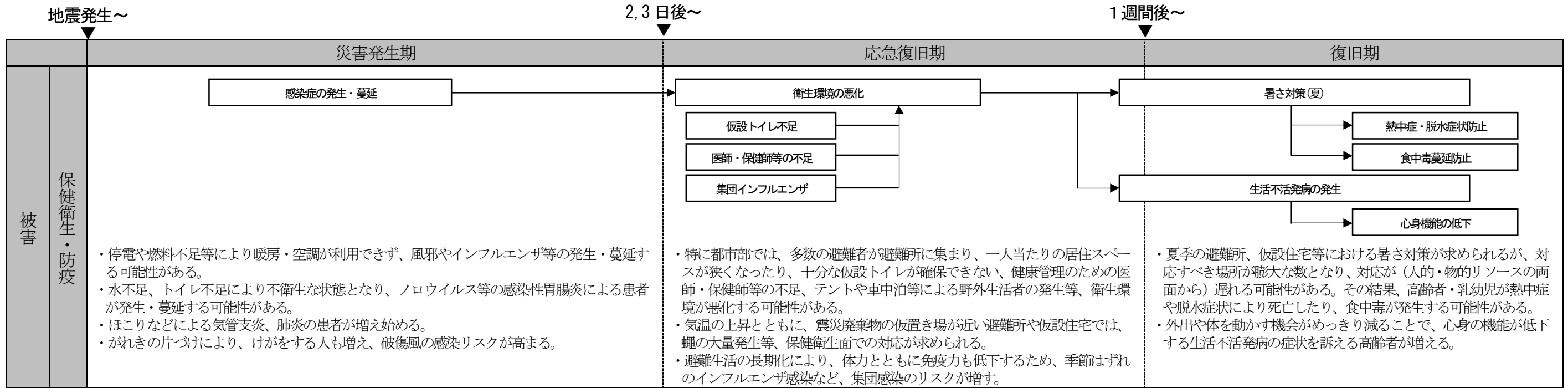


(6) 避難対応シナリオ

	災害発生期	初動期	応急復旧期
地震発生	<p>津波の発生 → 高台等への避難</p> <p>山・崖崩れの発生 → 指定避難地への避難</p> <p>延焼火災の火災 → 広域避難場所への避難</p> <p>危険物の漏洩 → 影響域外への避難</p> <p>交通機関の停止による通勤・通学者及び買い物客等の帰宅困難 → 安全な場所に待機</p>	<p>2,3時間後～</p> <p>避難場所、避難所の混雑</p>	<p>2,3日後～</p> <p>避難生活の長期化</p>
被害	<p><b>&lt;津波&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駿河湾沿岸では早いところでは数分～5分程度で第1波の津波が到達する。</li> <li>最大津波高さは、下田市で約2～9m、御前崎市で約3～11m、浜松市南区で約5～7mと想定される。</li> <li>津波浸水予想区域の住民を中心に、津波避難ビルや津波避難タワー、指定された避難場所へ避難するが、車で避難する人も発生し、道路上も避難場所も混乱する可能性がある。</li> <li>【最大クラスの場合】</li> <li>最大津波高さは、下田市で約6～33m、御前崎市で約6～19m、浜松市南区で約9～15mと想定される。</li> <li>津波が防波堤や可川堤防を越え、沿岸部及び可川流域において浸水が拡大し、甚大な被害が発生する可能性がある。人口集中地区を中心に漂流物の影響を受けて津波による建物被害等が拡大する。</li> <li>平地部では津波が沿岸から離れた場所まで遡上する可能性がある。</li> <li>避難の途上で渋滞に遭うなどして、津波に巻き込まれる可能性がある。</li> <li>津波避難ビルや津波避難タワーが満員となったり、管理者が不在で避難できない可能性がある。</li> <li>要援護者や、住民以外の観光客等土地勘がない来訪者、また率先避難すべきであるが避難態勢等に当たっている消防団員、水防団員、民生委員、行政職員等が逃げ遅れて死傷する可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;山・崖崩れ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強い揺れにより急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所で崩壊の危険性が高い。</li> <li>山・崖危険地区の住民を中心に指定された避難場所へ避難するが、車で避難する人も発生し、道路上も避難地も混乱する可能性がある。</li> <li>避難する前に山・崖崩れに遭う被害が発生する可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;火災&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>揺れの大きな市街地を中心に、同時多発的に火災が発生し、初期消火で消火できなかった場合延焼が拡大すると想定される。冬・夕方被害が最大となる。焼失棟数は冬・早朝で22,000棟、夏・昼で28,000棟、冬・夕方で66,000棟と想定される。</li> <li>【最大クラスの場合】</li> <li>延焼危険地区の住民を中心に指定された避難場所へ避難するが、車で避難する人も発生し、道路上も避難地も混乱する可能性がある。</li> <li>津波浸水域では津波火災が発生し、津波浸水域の境界地帯を中心に延焼火災が発生し、森林火災に発展するところもありえる。また、津波避難ビルや津波からの避難場所において津波火災の影響で再避難が必要となる場所も発生しうる。</li> </ul> <p><b>&lt;危険物&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人命に直接影響が及ぶような大規模な危険物被害が発生する可能性は小さいが、引火性液体の小規模漏洩・継続的漏洩・防油堤外への漏洩、可燃性ガスの小規模漏洩、毒劇性液体の小規模漏洩・継続的漏洩の可能性はある。</li> <li>【最大クラスの場合】</li> <li>津波により沿岸部の屋外タンクが流出する可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;交通機関&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市部の県下全域で震度6強以上が発生するため、ほぼ全域的に交通機関が停止し、復旧には長期間を要する。この場合には、観光客等をはじめ、全県で多くの帰宅困難者が発生すると想定される。</li> </ul> <p><b>&lt;災害時要援護者の避難困難&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動が遅れが生じ、津波からの避難間に合わず、津波に巻き込まれる。</li> <li>危険が迫っていることを理解できない、警報等が認知できないことにより、地震による落下物、火災、津波等の危険から身を守れずに人的被害が発生する可能性がある。</li> <li>要援護者の避難に必要な資機材（車両、担架等）が不足し、要援護者の避難が困難となる。</li> <li>液状化等により避難行動がとりづらくなる可能性がある。</li> </ul>	<p><b>&lt;避難&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水域、市街地大火が鎮火していない地域、山・崖崩れ危険区域等の住民を中心に避難所が一杯となる可能性がある。</li> <li>避難所避難者数(1日後)は約50万2千人と想定される。</li> <li>駅ターミナル等は帰宅困難者等で混乱する可能性がある。また、観光客等の来訪者は、情報収集ができず、旅館等の施設に駆け込む可能性がある。帰宅困難となる観光・出張客数は約17万人と想定される。</li> <li>避難所では、避難者数の把握を試みるが、人の移動・出入りが多く、正確な人数は把握が困難となる可能性がある。</li> <li>避難所への移動手段は徒歩が多いが、自動車を用いた避難者も多く、学校等のグラウンドは自動車で占拠される可能性がある。</li> <li>多くの避難者から安否情報の確認や飲料水、食料等の提供の要求があるが、情報不足や交通渋滞等により対応が困難となる可能性がある。</li> <li>自主防災組織を中心に、避難所の運営が行われ始める。</li> <li>【最大クラスの場合】</li> <li>沿岸部での津波被害の拡大に伴い、避難所避難者がより多く発生すると想定される。</li> <li>避難所避難者数(1日後)は約66万4千人と想定される。</li> <li>あらかじめ指定されていた学校等の避難所だけでなく、市庁舎、文化ホール等公的施設、公園、空地などに避難する人が発生する。</li> <li>津波火災により避難所等が危険に見舞われ、再度の避難が必要となる可能性がある。</li> <li>避難所には津波に巻き込まれて低体温症になっている人や、倒壊家屋等から救出されてそのままの人などもいるが、救護所に派遣できる医師や看護師が大幅に不足し、避難者の健康被害が深刻化する。</li> <li>避難所、避難場所以外の公共施設にも住民等が殺到し、十分な災害対応が行えない可能性がある。</li> <li>避難前から自宅等に戻ったり、家族・知人を探すために移動した際に、余震による山・崖崩れ、津波等により死傷する可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;災害時要援護者の避難生活困難&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>真夏や真冬の発災時には、冷暖房がないために体調を崩す人が発生し、高齢者や乳幼児等、体力のない者は死に至る可能性がある。</li> <li>プライバシーの問題や衛生上の問題等、避難所生活にストレスが生じ、要援護者や乳幼児等の健康や精神面で支障が出るおそれがあるため、プライバシーの保護や衛生面でのケアが健常者以上に必要となる。</li> <li>介護職員、手話通訳者等の対応要員、マット・畳等の物資・備品が不足し始める。</li> <li>薬やアレルギー対応の食品など、特定の患者向けの物資が入手できない可能性がある。</li> <li>アレルギー等により避難所で配布される食事を食べることができない可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;住民の不安等による避難&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>揺れによる建物損壊やライフラインの停止による生活機能支障、余震などによる不安等から、自宅居住が可能な多くの住民も避難所等に避難する。</li> </ul>	<p><b>&lt;避難&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震後の安全が確認されれば、避難者は減少するが、自宅の損壊やライフラインの途絶で自宅に住めない状態の人は避難所での生活を強いられる可能性がある。避難所避難者数(1週間後)は約61万4千人と想定される。</li> <li>余震で山・崖崩れが発生する可能性がある。山・崖崩れ危険地区の住民は大雨や余震に備えて避難所へ避難したままとする。</li> <li>人工改変地（造成地盤）や液状化の被害（宅地の地盤変状）により、避難が長期化する可能性がある。</li> <li>病気やけがのために、避難所生活による心身のストレスが生死につながる被災者がいる可能性がある。</li> <li>ライフラインが途絶している地域では、避難所のトイレが容量を超えたり、入浴・洗濯が困難になる等、衛生面で不安な環境となる可能性がある。</li> <li>発災当初は愛他的に接する人が多いが、日数が経過するにつれ自分の家のように空間の独占や迷惑行為が発生したり、食料や救援物資の配給ルールや場所取り等で避難者同士のトラブルが発生する。</li> <li>過密な避難状況やプライバシーの欠如から、避難所からの退去や屋外避難する避難者が発生する。</li> <li>避難所に入りきれない避難者は車内に寝泊りすること等により静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）などで健康が悪化する。</li> <li>避難所にペットを連れてくることでトラブルなどの問題が発生する。</li> <li>避難所生活に慣れた頃から、配給された食事が冷たい、メニューが単調、温かい風呂に入りたい等、生活環境への不満が積もる。</li> <li>被災者のニーズは時々刻々と変化し、モノ・情報の様々なニーズに対応しきれなくなる。</li> <li>避難所の救援物資の大量持ち帰り、部外者の出入りや避難者の無断撮影、盗難騒ぎなどのトラブルが発生する。</li> <li>避難所生活の長期化に伴い、健康状態の悪化・罹病、精神的ダメージが深刻化する可能性がある。避難所や避難所外への避難者だけではなく、在宅生活者においても、生活不活発病となる人が増加する。</li> <li>女性が暴力行為を受けたり、様々な不安やストレスを抱えるケースが懸念される。</li> <li>避難所で活動する職員やボランティアで、過労やストレスにより健康を害する人が発生する。</li> <li>避難所となっている学校では授業再開に支障をきたす。</li> <li>【最大クラスの場合】</li> <li>避難所避難者数(1週間後)は約70万3千人と想定される。</li> <li>津波被害の大きい沿岸部を中心に、指定避難所以外の場所に避難（在宅避難を含む）するケースが多数発生し、これらの中には支援の手が行き届かず水・食料の不足やけがの治療を受けられない等の厳しい状況に至るところも発生する。</li> <li>超広域災害となり、災害応急活動が困難化し、食料の配給回数やメニュー、救援物資の充実度、ボランティア数等において、自治体間や避難所間で対応等の格差が発生し始め、避難者に不満が発生する。</li> </ul> <p><b>&lt;災害時要援護者の避難生活困難&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体調を崩す災害時要援護者が増えたり、災害時要援護者用の物品がより不足したり、対応する家族やボランティア等が疲弊し始めたりすることで、対応がより困難となる。</li> <li>災害時要援護者の福祉避難所への移送を開始する。</li> </ul>

	災害発生期	初動期	応急復旧期
対応活動	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の避難勧告・指示の発令状況や市町ごとの住民の避難状況の把握に努める。</li> <li>作業者の避難時間を考慮した上で、必要に応じて河川及び海岸に設置されている水門・陸こう・こう門等の操作(閉鎖)を指示・実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波、山・崖崩れ危険地区等の住民に対して避難を勧告・指示する。</li> <li>津波被害地域や山・崖崩れ危険地域、危険建物周辺等を警戒区域に指定する。</li> <li>避難所の安全点検、設置、運営管理を行う。</li> <li>市町が設定した避難場所に、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員を配置する。</li> <li>避難誘導時及び避難場所において災害時要援護者へ配慮する。</li> <li>河川及び海岸に設置されている水門・陸こう・こう門等の操作(閉鎖)を指示・実施する。</li> <li>帰宅困難者や避難者に対して交通情報・生活情報・地震情報等を提供する。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;消防&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災の延焼拡大や危険物拡散などの危険があるとき、避難勧告又は指示の伝達を行い、避難誘導にあたる。</li> </ul> <p><b>&lt;企業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ビル内の空きスペースや屋上等に緊急的に避難者や帰宅困難者を受入れる。</li> </ul> <p><b>&lt;自主防災組織&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導を実施する。(特に災害時要援護者の避難援助)</li> <li>市町と協力して避難所の運営体制を確保し、体制が整い次第順次運営を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;住民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震が発生したら避難勧告・指示の有無にかかわらず自主的に避難する。</li> <li>津波、山・崖危険地区住民は出火防止措置を行い、自主的に安全な場所へ避難する。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甚大な被害の出た市町の避難場所に、物資等を搬送するために民間企業や国等との調整を行う。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営管理を行う。(初期段階では屋外が避難場所となり、体育館等の安全が確認できれば屋内への避難となる)</li> <li>避難所等において災害時要援護者へ配慮する。在宅避難者も多く、避難所だけではなく、自宅生活を送る避難者への配慮も必要となる。</li> <li>避難所等への食料、飲料水、生活必需品等を配給する。</li> <li>帰宅困難者や避難者に対して交通情報・生活情報・地震情報等を提供する。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制による緊急交通路の確保を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;企業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者や避難者に対して一時的な場所の提供、物資の在庫の放出、自家発電機等を用いて情報収集・提供等の支援を行う。</li> </ul> <p><b>&lt;自主防災組織&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町と協力して避難所の運営を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;住民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営協力や要援護者の支援を行う。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甚大な被害のため、避難対応が十分に行えない市町を支援する。</li> <li>県外への避難者について、他都府県とも連携して把握に努める。</li> <li>公営住宅やホテル、旅館、社会福祉施設等、避難所での不慣れた生活が困難な要援護者等を受入れるための場所(福祉避難所等)を確保する。</li> <li><b>男女共同参画の視点からの被災について、避難所に相談窓口を設置し周知するとともに、男女共同参画センターに被災体制を早期に立ち上げる。</b></li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者数の正確な状況を把握する。</li> <li>避難所の運営・管理を行う。</li> <li><b>女性や子どもに対する暴力を予防するため、避難所の安心・安全の確保に配慮する。</b></li> <li>避難者の心身の健康管理のために、医師や看護師、保健師等による巡回を実施する。</li> <li><b>不安や悩み等を抱える人に対する男女別相談窓口を住民に周知する。</b></li> <li>避難所にトイレを供給したり、衛生的な環境を確保するためにボランティア等を派遣する。</li> <li>避難所への食料、飲料水、生活必需品等を配給する。</li> <li>ボランティアへの対応・調整を行う。</li> <li>避難所等指定された避難施設以外へ立ち入らないよう指導する。</li> <li>閉鎖が可能な避難所で、通常の機能を再開するための準備を開始する。</li> <li>被災建築物応急危険度判定の実施により、早期の在宅避難を誘導する。</li> <li>公営住宅やホテル、旅館、社会福祉施設等、避難所での不慣れた生活が困難な要援護者等を受入れるための場所を確保する。</li> <li>交通事業者等と連携し、帰宅困難者を徐々に帰宅させる。</li> </ul> <p><b>* 流通システムの変化により、食料や飲料水、生活必需品の備蓄について流通在庫(流通備蓄)に期待できない可能性がある。</b></p> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制による緊急交通路の確保を継続する。</li> <li>被災地の犯罪情勢の把握及び警戒活動等を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;自主防災組織&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町と協力して避難所の運営を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;ボランティア&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営に関して市町に協力する。</li> </ul> <p><b>&lt;住民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の運営協力や要援護者の支援を行う。</li> <li>自宅での生活が可能の場合は避難所から退去する。</li> </ul>





地震発生～		2,3時間後～	1日後～	～1週間後
災害発生期		初動期	応急復旧期	
救出救助	<p><b>&lt;県&gt;</b>                      ・救助活動の準備、被害実態の調査を実施する。</p> <p><b>&lt;警察&gt;</b>                      ・救助要請などの110番通報への対応を行う。                      ・被害情報の収集活動を行う。                      ・警察署員等は救出救助を行う。</p> <p><b>&lt;消防&gt;</b>                      ・救急や火災などの119番通報への対応を行う。                      ・緊急防災援助隊の応援を要請する。                      ・消火活動を開始する。</p> <p><b>&lt;自衛隊&gt;</b>                      ・情報偵察隊がヘリによる情報収集活動を実施する。</p> <p><b>&lt;海上保安庁&gt;</b>                      ・海上保安庁が津波による漂流者の救助に当たる。</p> <p><b>&lt;市民及び自主防災組織&gt;</b>                      ・家族や近隣住民が中心になって倒壊家屋の生き埋め者の救出救助活動を実施する。(消防や自衛隊の対応能力を超えるため、この時間帯の活動者は主として市民である。)</p>	<p><b>&lt;県&gt;</b>                      ・被害実態を把握する。</p> <p><b>&lt;警察&gt;</b>                      ・機動隊等の部隊による救出救助活動を開始する。</p> <p><b>&lt;消防&gt;</b>                      ・まず消火活動等を実施し、一部あるいは消火活動終了後、生き埋め者の救出救助活動を開始する。</p> <p><b>&lt;自衛隊&gt;</b>                      ・数時間後あたりから、建物倒壊等による生き埋め者の救出救助活動を開始する。</p> <p><b>&lt;海上保安庁&gt;</b>                      ・津波による漂流者の救助活動を開始する。</p> <p><b>&lt;市民及び自主防災組織&gt;</b>                      ・近隣倒壊家屋の救出救助活動を継続する。</p> <p><b>&lt;企業&gt;</b>                      ・事業所内及び近隣での救助活動を実施する。</p>	<p>・自治体、消防、警察、自衛隊及び全国各地からの応援部隊により救急救助作業が継続される。</p>	
	<p><b>&lt;災害拠点病院、救護病院&gt;</b>                      ・災害対策本部を設置し、広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により、被害状況等を行政に報告する。                      ・入院患者の安全を確保する。                      ・医療救護活動を開始する。                      ・救護病院は中等症、重症患者を受け入れ、災害拠点病院は救護病院で対応できない重症患者を受け入れる。                      ・必要に応じ、行政に対し、医療チーム等の支援を要請する。</p> <p><b>&lt;県・保健所&gt;</b>                      ・医療救護施設(災害拠点病院、救護病院、救護所)の開設・被害状況を把握する。                      ・DMAT、日赤救護班、JMAT等、医療チーム派遣要請を行う。                      ・国に対し、広域医療搬送を要請する。                      ・広域医療搬送拠点を開設する。</p> <p><b>&lt;市町&gt;</b>                      ・郡市医師会と連携し、救護所を開設する。                      ・医療救護施設(救護病院、救護所)の開設・被害状況を把握し、FUJISAN等により、県に報告する。                      ・必要に応じ、県に対し、医療チーム等の支援を要請する。</p> <p><b>&lt;消防&gt;</b>                      ・負傷者を医療機関へ搬送する。</p> <p><b>&lt;市民及び自主防災組織&gt;</b>                      ・治療を要する負傷者を救護所、救護病院等の医療救護施設へ搬送する。</p>	<p><b>&lt;災害拠点病院、救護病院&gt;</b>                      ・重症患者、中等症患者を受け入れる。                      ・重症患者をヘリ等により広域搬送拠点に搬送する。                      ・DMAT等医療チームを受け入れる。</p> <p><b>&lt;救護所&gt;</b>                      ・トリアージ、軽症患者の受入れ、中等症、重症患者の応急手当等を実施する。</p> <p><b>&lt;県・保健所&gt;</b>                      ・静岡県DMAT調整本部を設置し、DMAT活動状況を把握する。                      ・患者及びDMAT等医療チーム搬送手段(ドクターヘリ等)を確保する。                      ・空路にて広域医療搬送拠点、陸路にて災害拠点病院等にDMATを受け入れる。                      ・広域医療搬送を実施する。                      ・災害薬事コーディネーターによる県内の医薬品の確保及び薬剤師の配置等に関する全体調整を行う。                      ・人工透析施設稼働状況、医療依存度の高い患者の安否状況、精神科病院、感染症指定医療機関の被災状況を把握する。</p> <p><b>&lt;市町&gt;</b>                      ・救護所の医療救護活動を実施する。                      ・医療救護施設間の道路状況を把握し、搬送手段を確保する。</p> <p><b>&lt;消防&gt;</b>                      ・負傷者を医療機関へ搬送する。</p> <p><b>&lt;市民及び自主防災組織&gt;</b>                      ・治療を要する負傷者を救護所、救護病院等の医療救護施設へ搬送する。</p>	<p><b>【～48時間】</b>  <b>&lt;災害拠点病院、救護病院&gt;</b>                      ・医療救護活動を継続する。                      ・必要に応じ、災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部を設置する。</p> <p><b>&lt;県・保健所・市町&gt;</b>                      ・静岡県DMAT調整本部が県内で活動する全てのDMATを指揮する。                      ・広域医療搬送を継続する。                      ・転院を要する入院患者の受入先、搬送手段を確保する。                      ・日赤救護班、JMAT等医療チームの受入れ調整を実施する。                      ・災害医療コーディネーターが保健所等で活動を開始する。                      ・医薬品の確保及び薬剤師の配置等を、災害薬事コーディネーターの調整に基づいて引き続き実施する。</p> <p><b>【3日後～1週間後】</b>  <b>&lt;災害拠点病院、救護病院&gt;</b>                      ・医薬品、食料、飲料水、燃料等の供給確保に努める。</p> <p><b>&lt;県・保健所・市町&gt;</b>                      ・災害医療コーディネーターを中心に関係機関が連携し、医療資源の需給調整を実施する。                      ・災害対策基本法に基づき、非被災都道府県へ医療チームの派遣を要請する。                      ・保健師等の派遣計画の策定、派遣調整を行う。                      ・精神科の医師派遣を実施する。                      ・感染症指定医療機関が機能しない場合における他の指定医療機関等との受け入れ調整及び代替医療機関等の認定を行う。                      ・指定届出機関の被害状況や患者への対応状況についての把握を実施する。                      ・市町の防疫用資機材確保状況把握及び供給調整を行う。</p>	

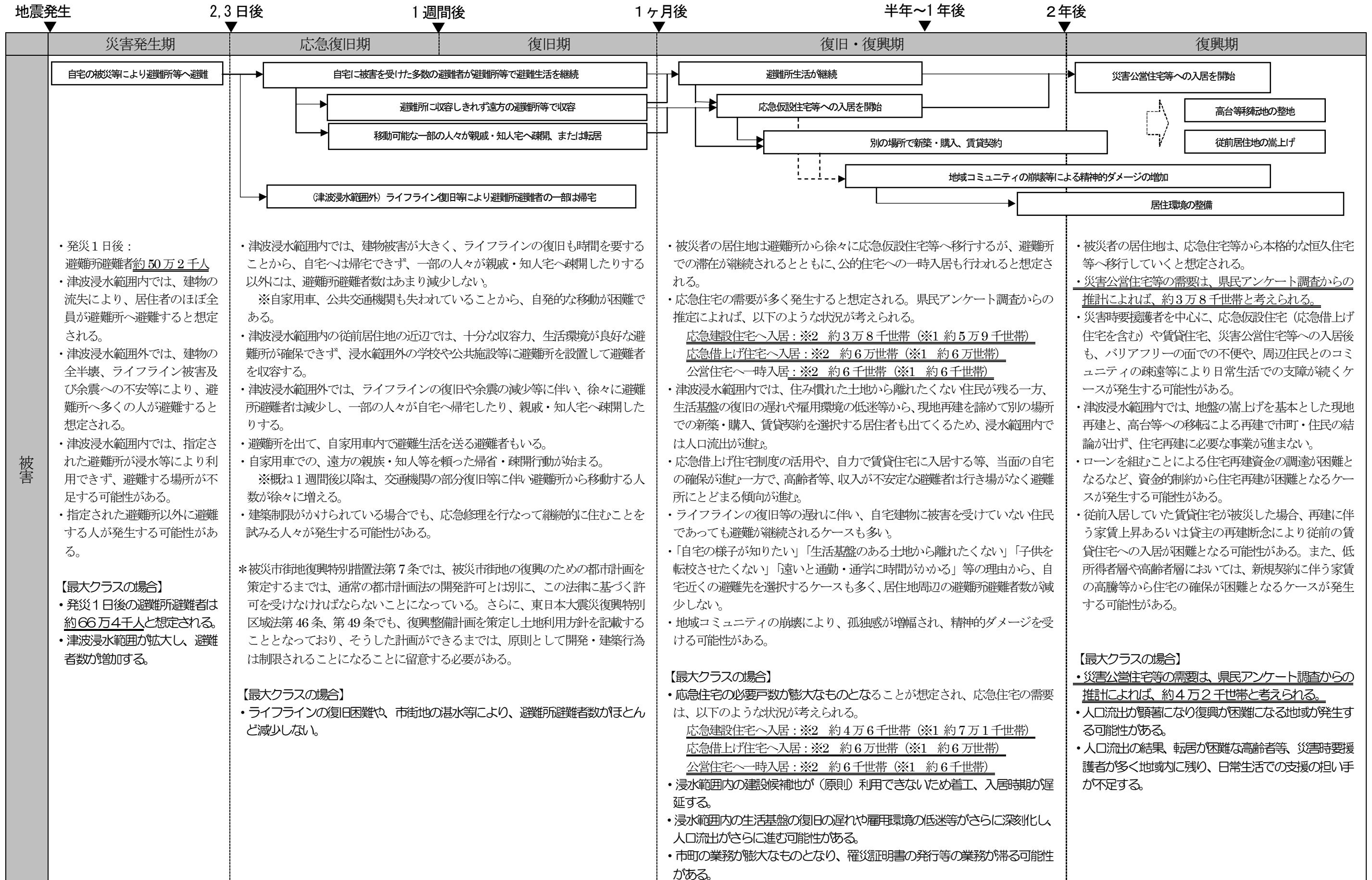
**\*地震発生直後の余震多発期に、救出救助や医療救護等、重要な災害応急活動が集中する。**

(8) 遺体の収容・身元確認・安置・埋火葬の対応シナリオ



地震発生～		1日後～	1週間後～	1ヶ月後～	半年、1年後～
災害発生期		災害拡大期	応急期	復旧・復興期	
対応活動 遺体の収容・身元確認・安置・埋火葬	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町を通じて、死者・行方不明者数の把握、遺体収容所・火葬場等の被災状況を確認する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死者・行方不明者数の把握を開始する。</li> <li>遺体収容所の被災状況を確認する。</li> <li>使用可能な遺体収容所の開設を順次行う。</li> <li>火葬場の被災状況を把握する。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師・歯科医師と連携し、検視検案活動を開始する。</li> </ul> <p><b>&lt;消防・自衛隊&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察と連携し、救急・救命活動（捜索活動）を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;医師・歯科医師&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察と連携し、検視検案活動を開始する。</li> </ul> <p><b>&lt;市民及び自主防災組織&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺体を安全な場所に安置する。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町からの要請に基づき、棺等の遺体安置に必要な資機材を調達する。</li> <li>市町からの要請に基づき、遺体収容所や火葬場、火葬用燃料、必要な資機材等の広域調整を行う。</li> <li><b>被災地以外の自治体へ火葬の受け入れを要請する。</b></li> <li><b>身元不明の外国人について、大使館との連絡調整を行う。</b></li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郡市医師会へ検視検案活動の要請を行う。</li> <li>行方不明者、遺体収容所に関する情報の提供を行う。</li> <li>葬祭業者へ遺体運搬及び棺等調達の協力を要請する。</li> <li>被災し使用不能となった遺体収容所の代替施設の選定・確保を行う。</li> <li>遺体収容所の必要資機材や要員等を確保するため、県及び国の出先機関等へ応援派遣要請を行う。</li> <li>被災した火葬場の早期復旧のために関係業者へ支援を要請する。</li> <li>火葬場の被害状況確認とそれに応じた火葬用燃料の調達を行う。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁に対する広域緊急援助隊刑事部隊の派遣要請と受け入れを行う。</li> <li>医師・歯科医師と連携し、検視検案活動を継続する。</li> <li>静岡県医師会・歯科医師会、日本医師会・歯科医師会、浜松医科大学法医学教室、日本法医学会等に対する医師等の派遣要請と受け入れを行う。</li> <li>行方不明者、遺体収容所に関する情報の提供を行う。</li> </ul> <p><b>&lt;消防・自衛隊&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察と連携し、救急・救命活動（捜索活動）を継続して実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;医師・歯科医師&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察と連携し、検視検案活動を継続して実施する。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺体収容所の広域調整を行い、代替施設の選定・確保を行う。</li> <li>市町が行う身元確認のための情報提供、行方不明者、遺体収容所に関する情報提供を支援する。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>大規模な遺体収容所の開設を検討する。</li> <li>被災地以外の自治体での火葬（広域火葬）を円滑化するための支援を行う。</li> <li>国からの通知に基づき、埋火葬に係る特例措置の周知を行う。</li> <li>国からの通知に基づき、埋火葬に係るマニュアルを市町へ提供する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺体収容所の代替施設の選定・確保を行う。</li> <li>行方不明者、身元不明遺体、遺体収容所に関する情報の提供を継続して行う。</li> <li>遺体収容所の必要資機材や要員等を確保するため、県及び国の出先機関等への応援派遣要請を行う。</li> <li>遺族へ身元確認のための情報提供を行う。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>遺体収容所が大幅に不足する場合、大規模な遺体収容所の開設を県に要請する。</li> <li>火葬場が不足する場合、県に火葬（広域火葬）の支援を要請する。</li> <li>国による埋火葬に係る特例措置や埋火葬に係るマニュアルに基づき、埋火葬に係る手続きを進める。</li> <li>必要に応じ、土葬等の用地を確保する。</li> <li>埋火葬に関し葬祭業者へ協力を要請する。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師・歯科医師と連携し、検視検案活動を継続する。</li> <li>行方不明者、身元不明遺体、遺体収容所に関する情報の提供を継続して行う。</li> </ul> <p><b>&lt;消防・自衛隊&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察と連携し、捜索活動を継続して実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;医師・歯科医師&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察と連携し、検視検案活動を継続して実施する。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町が行う身元不明遺体の所持品等の保管を支援する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身元不明遺体の引渡しを受け、埋火葬を行う。</li> <li>身元不明遺体の所持品等の保管を行う。引き続き、身元不明遺体に関する情報提供を行う。</li> <li><b>【最大クラスの場合】</b></li> <li>改葬を実施する委託先業者の選定を行う。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町へ身元不明遺体の引渡しを、身体特徴（歯の治療・手術痕・傷跡等）、指紋や衣服・所持品等の記録を残した上で行う。</li> </ul>	

(9) 住宅対応シナリオ



※1：本来、応急仮設住宅の供与の対象となる者は「住宅が全壊、全壊又は流出した者」という条件が付されているが、阪神・淡路大震災や東日本大震災において、被災地の混乱状態と緊急性の度合いを考慮し、柔軟な運用がなされ、半壊を含め住家に被害を受けた被災者で入居を希望する者全員を対象が拡大された。そこで、本想定では、住宅が半壊の場合についても応急住宅の需要を算出した。 ※2：「応急借上げ住宅へ入居」「公営住宅へ一時入居」「民間賃貸住宅」は、現状の空き室数を考慮して供給側の制約条件を考慮した場合の需要推計値



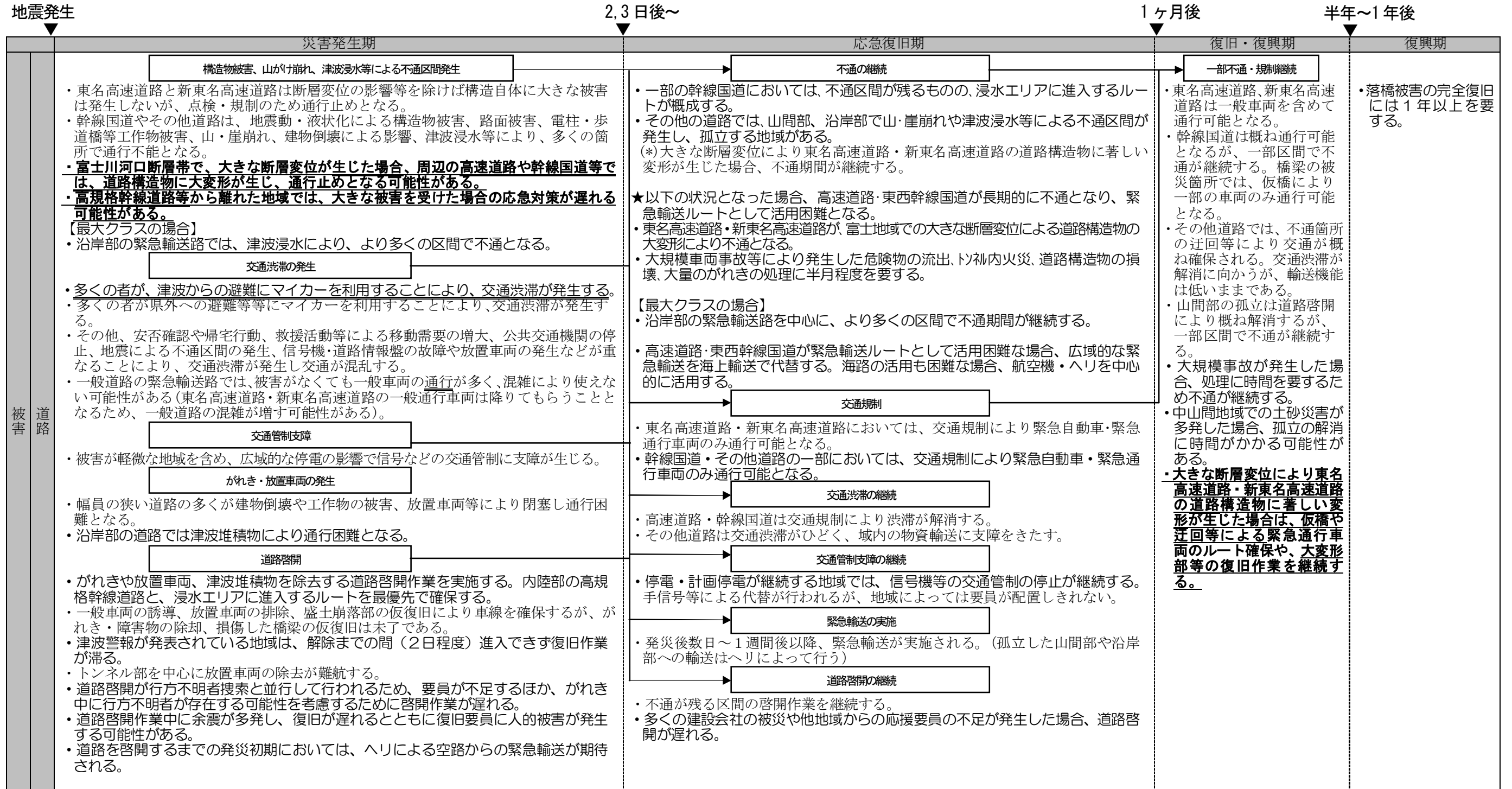
	地震発生	2,3日後	1週間後	1ヶ月後	半年～1年後
	災害発生期	応急復旧期	復旧期	復旧・復興期	復興期
対応活動	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物・住宅被害に関する情報を収集する。</li> <li>県営住宅の被害を把握する。</li> <li>応急危険度判定の支援本部を設置する。</li> <li>国・他都道府県に応援を要請する。</li> <li>(社)プレハブ建築協会へ建設協力要請を行う。</li> <li>不動産団体へ応急借上げ住宅の協力要請を行う。</li> <li>静岡県木造応急仮設住宅建設協議会へ建設協力要請を行う。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物・住宅被害に関する情報を収集する。</li> <li>市町営住宅の被害を把握する。</li> <li>応急危険度判定の実施本部を設置し、対象区域や対象建築物・宅地の決定、判定士の招集・応援要請を行う。</li> <li>避難所対応を実施する。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設</li> <li>避難所内救護所の設置</li> <li>避難所等へ食料、生活必需品等を調達、提供等</li> <li>避難者に対して交通情報・生活情報・地震情報等を提供(※帰宅困難者に対しても)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>&lt;自主防災組織&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営に関して市町に協力する。</li> </ul> <p><b>&lt;住民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営協力や要援護者の支援を行う。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物・住宅被害を把握する(全県ベース)。</li> <li>被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動を支援する。</li> <li><b>応急仮設建築物に対する建築制限の緩和(建築基準法第85条)の適用を検討・実施する。</b></li> <li>避難所対応(下記&lt;市町&gt;欄参照)が十分に行えない市町を支援する。</li> <li>応急住宅対策需要を把握する。(応急仮設住宅、公営住宅への一時入居)</li> <li>使用できる県営住宅の空き状況を把握する。</li> <li>県外の公営住宅の空き状況を把握する。</li> <li>応急住宅の提供計画を作成する。</li> <li>応急建設住宅建設用地を確認し、建設計画を策定する。</li> <li>応急仮設住宅を発注し、建設を始める。</li> <li>応急仮設住宅、公営住宅、住宅再建に関する情報提供・相談業務及び支援を実施する。</li> <li>住宅応急修理について住宅関係団体へ協力要請する。</li> <li>応急借上げ住宅の情報提供・入居開始</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物・住宅被害を把握する。</li> <li>被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定を実施する。</li> <li>避難所対応を実施する。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>食料、生活必需品の調達、提供</li> <li>車椅子、ポータブルトイレ、大人用紙おむつ、介護ベッド等災害時要援護者が避難生活を送るために必要とする資機材を調達</li> <li>被災し住む家を失った要介護者等を福祉施設で受け入れ</li> <li>避難所における福祉ボランティアの受け入れの実施・支援</li> <li>避難所内救護所におけるけが人、病人対応</li> <li>避難者に対する健康診断</li> <li>避難所避難者のメンタルヘルスケアのための相談員による巡回</li> </ul> </li> <li>応急住宅対策を実施する。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>応急住宅対策需要の把握</li> <li>使用できる市町営住宅の空き状況を把握</li> <li>応急建設住宅の用地を確保</li> </ul> </li> <li>応急仮設住宅、公営住宅、住宅再建に関する情報提供・相談業務及び支援を実施する。</li> <li>災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;住宅支援機構&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅相談窓口で対応に当たる。</li> </ul> <p><b>&lt;住宅関係団体&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅応急修理を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;自主防災組織&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営に関して市町に協力する。</li> </ul> <p><b>&lt;住民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営協力や要援護者の支援を行う。</li> <li>自宅生活が可能の場合は避難所から退去する。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅の被災度区分判定を実施する。</li> <li>民間住宅の被災度区分判定活動を指導する。</li> <li><b>津波被災地や密集市街地における建築制限(建築基準法第39条・第84条)の適用を検討・実施する。</b></li> <li>応急建設住宅を建設する。</li> <li>県営住宅の応急修理を要請・発注する。</li> <li>災害公営住宅の建設可能用地(公有地)の把握及び用地確保を開始する。</li> <li>他県近隣自治体へ公営住宅の提供を要請する。</li> <li>応急仮設住宅、公営住宅、住宅再建に関する情報提供・相談業務及び支援を実施する。</li> <li>復興整備計画等が策定されるまでの間、開発・建築行為が制限される旨を県民に周知する。</li> <li>応急借上げ住宅の情報提供・入居を継続する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町営住宅の被災度区分判定を実施する。</li> <li>民間住宅の被災度区分判定活動を指導する。</li> <li>罹災証明書を発行する。</li> <li>避難所対応を継続して実施する。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>被災し住む家を失った要介護者等を福祉施設で受け入れ</li> <li>避難所における福祉ボランティアの受け入れの実施・支援</li> <li>避難所内救護所におけるけが人、病人対応</li> <li>避難者に対する健康診断</li> <li>避難所避難者のメンタルヘルスケアのための相談員による巡回</li> </ul> </li> <li>応急住宅対策を実施する。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅・公営住宅への一時入居者を募集</li> </ul> </li> <li>市町営住宅の応急修理を要請・発注する。</li> <li>災害公営住宅の建設可能用地(公有地)の把握及び用地確保を開始する。</li> <li>応急仮設住宅、公営住宅、住宅再建に関する情報提供・相談業務及び支援を実施する。</li> <li>災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に対する警戒活動</li> </ul> <p><b>&lt;住宅支援機構&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅相談窓口で対応に当たる。</li> </ul> <p><b>&lt;住宅関係団体&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅応急修理を実施する。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急建設住宅の建設を継続する。</li> <li>住宅供給計画を作成する。</li> <li>民間による賃貸住宅の供給を促進する。</li> <li>自力再建支援(利子補助、金利の減免、融資等)を実施する。</li> <li>応急仮設住宅の住環境を整備する。</li> <li>応急仮設住宅、公営住宅、住宅再建に関する情報提供・相談業務及び支援を実施する。</li> <li><b>広域避難の受け入れ先における費用の取扱い等について周知する。</b></li> <li>応急借上げ住宅の情報提供・入居を継続する。</li> <li>災害公営住宅の需要量を推計する。</li> <li>災害公営住宅建設用地(公有地)を確保する。</li> <li>買取・借上方式による災害公営住宅建設可能民有地を確保する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急住宅対策を実施する。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の管理・運営</li> <li>応急仮設住宅入居者へのメンタルヘルスケア、相談業務</li> </ul> </li> <li>応急仮設住宅、公営住宅、住宅再建に関する情報提供・相談業務及び支援を実施する。</li> <li>災害公営住宅の需要量を推計する。</li> <li>災害公営住宅建設用地(公有地)を確保する。</li> <li>買取・借上方式による災害公営住宅建設可能民有地を確保する。</li> </ul> <p><b>&lt;ボランティア&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅入居者への物資配送、健康管理、話し合い等、心身のサポートを実施する。</li> <li>応急仮設住宅でのコミュニティ形成支援を行う。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に対する警戒活動</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅再建等に関する情報提供、相談業務及び支援を実施する。</li> <li>応急仮設住宅の地或偏任の解消を検討する。</li> <li><b>広域避難者の生活再建支援策を検討する。</b></li> <li>災害公営住宅を建設する。</li> <li>買取・借上方式による災害公営住宅を確保する。</li> <li>災害公営住宅への入居者を募集する。</li> <li>災害公営住宅の住環境を整備する。</li> <li>高齢者等の理由により住宅再建資金の調達が困難な被災者の宅地を借上げ、災害公営住宅を建設し低家賃で被災者に賃貸するといった新たな支援手法を検討する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅再建等に関する情報提供、相談業務及び支援を実施する。</li> <li>災害公営住宅を建設する。</li> <li>買取・借上方式による災害公営住宅を確保する。</li> <li>災害公営住宅への入居者を募集する。</li> <li>災害公営住宅の住環境を整備する。</li> <li><b>高齢者等の理由により住宅再建資金の調達が困難な被災者の宅地を借上げ、災害公営住宅を建設し低家賃で被災者に賃貸するといった新たな支援手法を検討する。</b></li> <li>災害公営住宅等へ入居した高齢者へのメンタルヘルスケア、相談業務を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;ボランティア&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害公営住宅等入居者への健康管理、話し合い等、心身のサポートを実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;警察&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に対する警戒活動</li> </ul>

(10) 広域受援シナリオ



(11) 交通・緊急物資確保対応シナリオ

①交通シナリオ

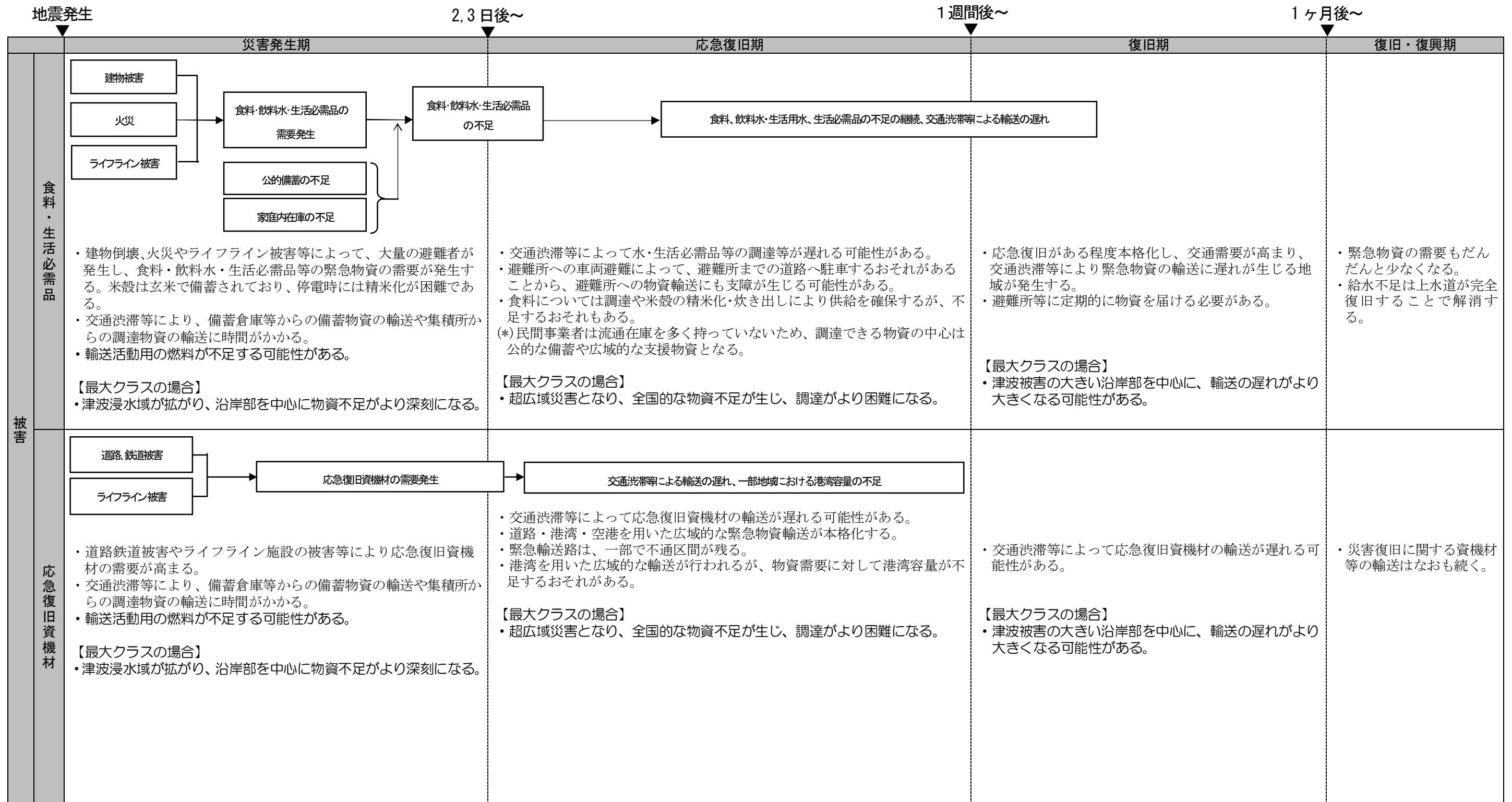


	災害発生期	応急復旧期	復旧・復興期	復興期
鉄道	<p><b>構造物被害、山がけ崩れ・津波浸水等による不通区間発生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震動・液状化による構造物被害、線路被害、電柱・架線等工作物被害、山・崖崩れ、脱線事故による影響、津波浸水等により交通支障が発生する。</li> <li><b>富士川河口断層帯で、大きな断層変位が生じる可能性があり周辺の鉄道構造物に大変形が生じ一定期間不通となる可能性がある。</b></li> <li>新幹線は断層変位の影響等を除けば大きな施設被害は発生しないが、点検・補修のため一時運行を停止する。また、電力の途絶等があった場合に運行に支障が生じる。</li> <li>在来線や私鉄線では一時全線が不通となり、当分不通・連休が継続する区間が発生する。</li> </ul> <p>【最大クラスの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部では津波浸水により、より多くの区間で不通となる。</li> </ul> <p><b>滞留者の発生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡駅等の主要駅では多くの滞留者が発生する。</li> <li>帰宅困難者のうち、帰宅できない者は一時滞在施設・宿泊施設等に滞在する。</li> <li>(*)警戒宣言時にも同様に多くの滞留者が発生する。</li> </ul> <p><b>復旧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不通となった各線は、応急復旧作業や被害状況の把握及び復旧に向けた準備が行われる。</li> <li>津波浸水域は、津波警報が発表されている間、進入できず復旧作業が滞る。</li> </ul>	<p><b>不通の継続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新幹線は点検・補修を終了し電力が確保でき次第運行を再開する。</li> <li>在来線や私鉄線は、応急復旧作業中であり概ね不通のままであるが、被害程度が大きい一部の区間で折り返し運転が実施される。</li> <li>(*)大きな断層変位により鉄道構造物に著しい変形が生じた場合、不通期間が継続する。当該区間をさけて折り返し運転が実施される。</li> </ul> <p>【最大クラスの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部を中心に多くの区間で不通が継続する。</li> </ul> <p><b>代替輸送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の復旧及びバスの調達を待って、バスによる代替輸送が開始される。</li> </ul>	<p><b>不通の継続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在来線や私鉄線は、一部復旧区間で折り返し運転が開始される。</li> <li>揺れや津波により大きな被害を受けた線区では、不通が継続する。</li> </ul> <p>★以下の状況となった場合、鉄道が長期的に不通となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富土地域で大きな断層変位により鉄道構造物の大変形が発生する。</li> <li>脱線事故が発生し、余震に伴う処理困難が継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れや津波により大きな被害を受けた線区の完全復旧には1年以上を要する。</li> </ul>
被害 港湾	<p><b>港湾被害、道路被害による輸送機能低下</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震動・液状化・津波により、港湾施設（岸壁、防波堤、上屋倉庫、荷役機械等）の被害、船舶・コンテナの被害、航路障害（漂流物の発生、隆起による水深不足等）等の港湾被害が発生する。また、アクセス道路の損壊も発生し、輸送能力は大幅に低下する。</li> <li>防災拠点港湾を優先して、使用可能な岸壁や荷役施設の応急修復及び航路啓開作業を実施する。他県の港湾を含め広域的に被災しているため、復旧資機材・復旧要員が不足し復旧に時間がかかる。</li> <li>津波浸水域は、津波警報が発表されている間、港湾区域内に進入できず被害状況の把握や復旧作業が滞る。</li> <li>地震・津波により第1線防波堤に大きな被害が生じた場合、防波堤の機能が低下し、うねりや風浪等の影響により岸壁や泊地の静穏度が下がり、船舶の接岸荷役の能力が低下することがある。特に、台風シーズンや、季節風が強く波浪の影響を受ける時期には、風浪が収まるのを待つか、他港・他漁港を利用するなどの措置が必要となる可能性がある。</li> <li>地盤の隆起域にある港湾では、水深が浅くなり、港湾利用に支障が生じる可能性がある。</li> <li>強い揺れを受けた場合、可動式のクレーン等がレールから脱線する可能性がある。</li> <li>港湾背後地で液状化被害が発生し、道路通行に支障が出る。</li> <li>埠頭内道路等に港湾荷役関係車両や観光客の駐車等が多い場合は、緊急輸送時の障害となる。</li> <li>港湾内に滞留者が存在し、安全な場所への誘導が必要となる。</li> <li><b>石油類のタンク、船舶や車両の燃料・バッテリー等から出火し津波火災が発生する可能性がある。</b></li> <li>危険物施設等が津波により損傷した場合、危険性物質が流出する可能性がある。</li> </ul>	<p><b>広域的な緊急輸送の拠点としての活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災を免れた耐震強化岸壁及び一般の岸壁のうち、航路や荷役機能を回復したものを活用し、県外からの物資の搬入など緊急輸送を実施する。</li> <li>陸上の広域的な緊急輸送を担うルートが大きな被害を受けた場合は広域的な緊急輸送を代替する。</li> <li>地震発生期が台風シーズンと重なる場合は利用できない可能性がある。</li> <li>アクセス道路の渋滞等により使用が限られる可能性がある。</li> <li>その他、使用可能な岸壁や荷役施設の応急修復及び航路啓開作業を継続する。</li> <li>被害が軽微な港湾においても、広域的な停電の影響で荷役機械等を用いた一般貨物輸送に支障が生じる（非常用電源を備えていない場合）。非常用電源を備えている場合でも、浸水により機能を喪失することがありうる。</li> </ul> <p>【最大クラスの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による被害がより広い範囲で発生し、応援要員、資機材が不足する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用可能な岸壁や荷役施設の応急修復及び航路啓開作業を継続する。</li> <li>使用不能となった岸壁の本格復旧を開始する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れ・津波被害を受けた港湾が本格的に復旧するには2年以上を要する。</li> <li>貨物の取扱量が減少し、1年以上経過しても被災前の水準に戻らない。</li> </ul>
飛行場・ヘリポート	<p><b>安全確認等による一時的な閉鎖</b></p> <p>○静岡空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡空港では、震度6強の大きな揺れが発生するが、滑走路等の基本施設や航空保安施設に及ぼす影響は小さく、長期にわたり離着陸に影響を及ぼすような大きな被害は発生しない。</li> <li>安全確認のため空港を閉鎖するが、空港運用に支障がないと判断した時点から運航を再開する。</li> <li>運行再開後、速やかに救急・救命活動、消火活動の拠点として運用を開始する。</li> <li>医療活動の中核拠点となる広域搬送拠点が設置される。</li> <li>災害発生から3日以内に、緊急輸送物資及び人員等輸送の受け入れ拠点として運用を開始できると想定される。</li> <li>アクセス道路の啓開に応じて、静岡空港から陸路による緊急輸送が実施される。</li> <li>交通渋滞等により、航空機用の燃料の輸送が滞る可能性がある。(*)警戒宣言発令時は、車両の事前除去によって発災後の混乱は減少する。</li> </ul> <p>○その他の飛行場・ヘリポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空自衛隊静岡基地及び浜松基地では、震度6強の揺れを受け一時的に機能を停止する可能性がある。</li> <li>一部の防災拠点ヘリポート・防災ヘリポートで震度6強以上や浸水のおそれがあるほか、ヘリコプターの離発着が可能な空地が避難場所となったり、アクセス道路に被害が生じたりすること等により、輸送機能に支障が生じる可能性がある。</li> </ul>	<p><b>広域的な緊急輸送の拠点としての活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡空港は、広域的な緊急輸送の起点として、高速輸送のメリットを活かして、人員や物資の緊急輸送を実施する。</li> <li>アクセス道路の渋滞等により陸上の搬送が限られる可能性がある。</li> <li><b>道路の被害等の状況によっては、応急復旧期の初期においても、引き続き航空機用の燃料の輸送が滞る可能性がある。</b></li> </ul>		

\*大規模災害時には、新東名高速道路、静岡空港、拠点港湾等を活用した具体的な活用など陸・海・空の相互連携を図ることが重要となる。

	地震発生	2,3日後～	半月～1ヶ月後	半年～1年後
	災害発生期	応急復旧期	復旧・復興期	復興期
対応活動	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の設置とともに、職員の動員や、主要道路・鉄道・港湾、富士山静岡空港、石油コンビナート等の被害状況について情報の収集を行う。</li> <li>県管理施設の点検、被災状況の調査を行う。被災箇所の供用を停止する。</li> <li>国及び物流業者等と調整し、富士山静岡空港において必要となる航空機燃料や電力等を確保する。</li> <li><b>海上輸送ルートの外に荷捌き用地を確保する。</b></li> </ul> <p>&lt;警察&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難路、救出・救助用道路を確保するため交通整理、交通規制を実施する。</li> <li>緊急交通路を確保するため交通規制を実施し、緊急自動車・緊急通行車両以外の通行を禁止する。</li> <li>交通規制内容を広報する。</li> <li>警察災害派遣隊が応援に駆けつける。</li> </ul> <p>&lt;海上保安庁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の交通制限、交通整理等を実施する。</li> <li>港湾の航路啓開を確認する。</li> </ul> <p>&lt;道路・鉄道関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部を設置し、職員の動員や被害状況の情報収集及び点検を実施。被害が判明した箇所から通行止めなどの規制をかける。</li> </ul> <p>&lt;港湾・漁港管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上輸送ルートとなる港内の航行可能路を選定し、管理するが、発災後3日間程度はがれきの除去、施設の応急復旧等のため港湾は使用困難となる。</li> </ul> <p>&lt;飛行場管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>静岡空港では、空港基本施設や航空保安施設の安全確保のため、空港を閉鎖して点検を実施する。施設の被災状況に応じて、応急復旧を実施する。</u></li> </ul> <p>【警戒宣言時の対応】</p> <p>道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強化地域内への一般車両の進入を抑制し、強化地域外への流出は原則制限しない。</li> <li>緊急交通路を確保するため、一部の道路において交通規制を実施する。</li> </ul> <p>鉄道：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強化地域内へ進入する列車は入れ込みを規制し、強化地域内の列車は最寄り駅で停車させる。</li> <li>旅客の避難、救護を実施する。</li> </ul> <p>飛行場：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>静岡空港では、緊急輸送等の機能を除いた航空機の離着陸の原則禁止等、運用制限及び空港への入場制限を実施する。</u></li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車運転者は道路の左側に停止し、情報を聴取し状況に応じて行動する。</li> <li>避難のために車両を使用しないことが原則であるが、車両による避難が発生する可能性がある。</li> <li>東名高速道路・新東名高速道路の一般通行車両は一般道路に降りてもらおう形になり、そのため一般道路は混雑が増す可能性がある。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県管理施設の被災箇所の応急復旧を実施する。</li> </ul> <p>&lt;警察&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路の確保等、所要の交通規制を継続する。</li> </ul> <p>&lt;道路・鉄道関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の被害状況に応じた道路啓開・応急復旧活動を実施する。交通施設復旧のための応援要請があり、業者の選定とともに送り出す。</li> </ul> <p>&lt;港湾・漁港管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>施設の被害状況に応じた航路啓開・応急復旧活動を実施する。港湾・漁港施設復旧のための応援要請があり、業者の選定とともに送り出す。</u></li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県管理施設の応急復旧を継続するとともに、本格復旧に着手する。</li> </ul> <p>&lt;警察&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害を受けた信号機等交通安全施設の復旧を行う。</li> </ul> <p>&lt;道路・鉄道・飛行場関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重機材を使った本復旧を継続する。</li> <li>復旧のための資機材、要員等を確保する。</li> </ul> <p>&lt;港湾・漁港管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>作業船、重機材を使った本復旧を継続する。</u></li> <li><u>復旧のための資機材、要員等を確保する。</u></li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県管理施設の本格復旧を実施する。</li> </ul> <p>&lt;警察&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信号機等交通安全施設の復旧を継続する。</li> </ul> <p>&lt;道路・鉄道関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな被害を受けた交通施設・箇所の復旧・復興作業を継続する。</li> </ul> <p>&lt;港湾・漁港管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>大きな被害を受けた港湾・漁港の復旧・復興作業を継続する</u></li> </ul>

②緊急物資確保対応シナリオ



地震発生		2,3日後～	1週間後～	1ヶ月後～
災害発生期		応急復旧期	復旧期	復旧・復興期
食料・生活必需品	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急物資の確保方法、輸送方法について検討する。</li> <li>物資の集積配分業務を円滑にするため、物資集積場所に職員を派遣する。</li> <li>緊急物資の輸送までは手が回らない可能性がある。</li> <li>車両、航空機用燃料を確保する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急物資の確保方法、輸送方法について検討する。</li> <li>緊急物資の輸送までは手が回らない可能性がある。</li> <li>市町公的備蓄を備蓄倉庫から避難所へ提供する。</li> </ul> <p><b>&lt;電力事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空港等の重要施設、大きな精米所や給食センターなど県民生活に密着した電力供給需要施設には電力を優先的に供給する。</li> </ul> <p><b>&lt;道路管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送ルート確保に努め、応急復旧を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;港湾・漁港管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波が収まり次第、港内の航行可能路を選定するとともに、港内の海上輸送ルート確保する。</li> </ul> <p><b>&lt;飛行場管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡空港では、空港基本施設や航空保安施設の安全確保のため、<u>空港を閉鎖して点検を実施する。施設の被災状況に応じて、応急復旧を実施する。</u></li> </ul> <p><b>&lt;県民及び自主防災組織&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の3日間は家庭及び自主防災組織の備蓄や県民相互の助け合いによって可能な限り確保する。しかし、備蓄のある人でも食料や生活必需品を求めてくるおそれがある。</li> </ul> <p><b>&lt;食料・生活必需品の業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災を免れたスーパー・コンビニ等では食料や生活必需品の供給等を実施する。</li> <li>平時のロジスティクスのノウハウを活かして緊急物資のロジスティクスを担う。</li> </ul> <p>(*)警戒宣言発令時は事前に調達物資等を用意できるため、発災後の混乱は減少する。</p>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊のヘリコプターや航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用し、飲料水・食料等生命維持に必要な緊急物資などを緊急輸送する。</li> <li>推定必要量を確保するよう調達などを実施する。</li> <li>義援物資は被災地外にとどめるよう手配する。県宛の義援物資は業者あるいは自治体が直接地域ブロックの物資集積所へ輸送する。</li> <li>地域ブロックの物資集積所から市町物資集積所まで物資を輸送する、又は市町から物資受け取りに来る。</li> <li>まずは被災地内からの輸送で調整するが、それで不足する場合は被災地外からの輸送が必要となる。被災地外業者から直接地域ブロックの物資集積所へ輸送する。</li> </ul> <p><b>&lt;食料等の足りない分は今ある協定物資の輸送を迅速に進めるよう努力し、他の手段(空路等)による輸送を実施する等の対策が必要となる。&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料等は日々定期的に避難所等へ届ける必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の災害応急対策に必要な緊急輸送は市町が実施する。</li> <li>物資、人員、車両等の応援が必要となり県に要請する。</li> <li>推定必要量を確保するよう調達などを実施する。</li> <li>非常持出ができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。</li> <li>飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め給水車等により応急給水を実施する。</li> <li>義援物資は被災地外にとどめるよう手配する。市町宛の義援物資は業者あるいは自治体が直接市町物資集積所へ輸送する。</li> <li>市町物資集積所に集められた食料や生活必需品を避難所まで輸送、提供する。輸送体制としては、地元運送業者及びその組合との協定、ボランティアの確保等が考えられる。</li> <li>食料等は日々定期的に避難所等へ届ける必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;道路管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送ルート確保に努め、応急復旧を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;港湾・漁港管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>海上輸送される緊急物資の受け入れ作業を手配する。</u></li> </ul> <p><b>&lt;食料・生活必需品の業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料・生活必需品等を市町あるいは地域ブロックの物資集積所まで輸送する。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上及び海上の輸送を中心に食料・生活必需品等を緊急輸送する。</li> <li>地域ブロックの物資集積所から市町物資集積所まで物資を輸送、又は市町から物資受け取りに来る。</li> <li>定期的に物資を届ける必要がある。その際、県と協定業者との役割分担に対する考え方、被災地外の機関との調整(輸送分担等)が必要となる。</li> <li>食料等は日々定期的に避難所等へ届ける必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町物資集積所に集められた食料や生活必需品を避難所まで輸送、提供する。</li> <li>定期的に物資を届ける必要がある。その際、市町と協定業者との役割分担に対する考え方、被災地外の機関との調整(輸送分担等)が必要となる。</li> <li>食料等は日々定期的に避難所等へ届ける必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;食料・生活必需品の業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料・生活必需品等を市町あるいは地域ブロックの物資集積所まで輸送する。</li> </ul> <p>(*)発災後しばらく経過すると、広域幹線道路の輸送機能もほぼ回復し、広域輸送においても主力は海上輸送から陸上輸送へシフトしていく。</p>	
	応急復旧資機材	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>応急復旧資機材のストックヤードを確保する。</b></li> <li>医薬品等応急復旧資機材の確保方法、輸送方法、配分方法等について検討する。</li> <li>輸送までは手が回らない可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品等応急復旧資機材の確保方法、輸送方法、配分方法等について検討する。</li> <li>輸送までは手が回らない可能性がある。</li> </ul> <p><b>&lt;道路管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧資機材及び人員を物資集積拠点を經由し被災箇所に輸送する。</li> <li>緊急輸送ルート確保に努め、応急復旧を行うが、発災後3日間程度は道路啓開のため道路は使用困難となる。</li> </ul> <p><b>&lt;港湾・漁港管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上輸送ルートとなる港内の航行可能路を選定し、管理するが、発災後3日間程度はがれきの除去、施設の応急復旧等のため港湾は使用困難となる。</li> </ul> <p>(*)警戒宣言発令時は事前に必要資機材等を用意できるため、発災後の混乱は減少する。</p>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊のヘリコプターや航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用し、要員、医薬品、資機材などを緊急輸送する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品等を市町物資集積所から避難所(救護所)へ輸送する。</li> <li>応急復旧資機材・要員等の輸送を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;道路管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送ルート確保に努め、応急復旧を実施する。</li> <li>応急復旧資機材及び人員を物資集積拠点を經由し被災箇所に輸送する。</li> </ul> <p><b>&lt;港湾・漁港管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>海上輸送される応急復旧資機材の受け入れ作業を手配する。</u></li> </ul> <p><b>&lt;ライフライン事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧に必要な人員・資機材を被災箇所へ輸送する。</li> </ul> <p><b>&lt;日本赤十字社静岡県支部&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄している非常災害用救援物資を市町(市町物資集積所)を通じ被災者に配分する。</li> </ul> <p><b>&lt;医薬品卸業者等&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や県及び市町から要請があった場所へ医薬品等を輸送する。</li> </ul>	<p><b>&lt;県&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊のヘリコプターや航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用し、要員、医薬品、資機材などを緊急輸送する。</li> </ul> <p><b>&lt;市町&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品等を市町物資集積所から避難所(救護所)へ輸送する。</li> <li>応急復旧資機材・要員等を輸送する。</li> </ul> <p><b>&lt;道路管理者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧資機材及び人員を、物資集積拠点を經由し被災箇所に輸送する。</li> </ul> <p><b>&lt;ライフライン事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧に必要な人員・資機材を被災箇所へ輸送する。</li> </ul> <p><b>&lt;医薬品卸業者等&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や県及び市町から要請があった場所へ医薬品等を輸送する。</li> </ul>

(\*)災害時には業者が物資集積所まで物資を運ぶよう協定をあらかじめ結んでいる場合でも人手不足・車両不足・燃料不足等により輸送できない事態が発生する可能性がある。

(12) し尿・ごみ・がれき対応シナリオ

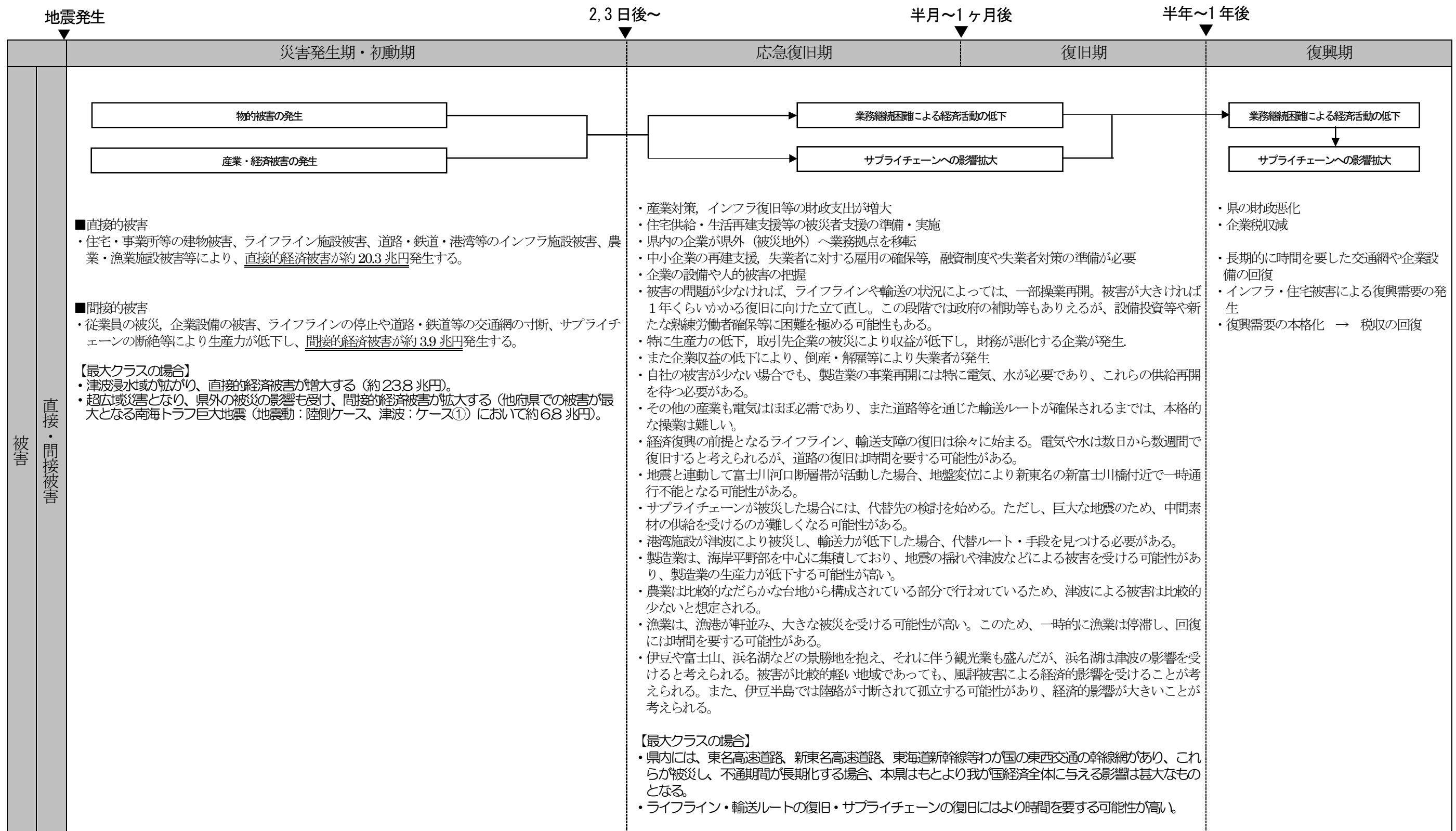


\*「し尿・ごみ・がれき対応シナリオ」は、原子力発電所の事故が起こらない前提で記載している。



地震発生		2,3日後～	1ヶ月後	半年～1年後	
		災害発生期	応急復旧期	復旧・復興期	復興期
し尿		<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町のし尿処理施設（合併浄化槽を含む）の被災状況を把握し、協定に基づき市町間の必要な調整等を行う。</li> <li>・他県、国及び協定締結団体に対して、し尿処理の応援（パキムカ等）を要請する。</li> <li>・仮設トイレの設置について他県への応援を要請する。</li> <li>・流域下水道の被災状況を把握し、被災状況により、下水道の全部または一部を指定して下水道の使用制限を行う。</li> <li>・流域下水道施設の復旧作業を実施する。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における水洗トイレ使用維持のためにトイレ用水の確保を実施する。</li> <li>・し尿処理施設の被災状況を把握し、被災状況を把握するまでは、住民に水洗トイレを使用せず簡易トイレや仮設トイレ等を使用するよう広報する。</li> <li>・仮設トイレを設置する。（高齢者・障害者に配慮したものも必要である。）</li> <li>・市町の下水道の被災状況を把握し、被災状況により、下水道の全部または一部を指定して下水道の使用制限を行う。</li> <li>・市町の下水道施設の復旧作業を実施する。</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の損傷により水洗トイレが使用できない場合は仮設トイレ等を使用する。</li> <li>・避難所避難者でも自宅の汲取トイレが使用できる場合は活用する。</li> <li>・仮設トイレが不足する場合、簡易トイレ等で対応する。</li> </ul> <p>&lt;自主防災組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレを設置・管理する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の行うし尿処理の状況を把握し、協定に基づき必要な調整等を行う。</li> <li>・流域下水道施設の復旧作業を継続する。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理体制を整えるとともに、必要な資機材や人員について県に応援を要請する。</li> <li>・し尿処理施設の復旧作業を継続する。</li> <li>・被害を受けた合併浄化槽への応急措置・復旧工事を促進する。</li> <li>・仮設トイレの設置を補充する。</li> <li>・市町の下水道施設の復旧作業を継続する。</li> </ul> <p>&lt;県民及び自主防災組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織が中心となり、仮設トイレを設置・管理する。</li> <li>・下水道施設の損傷により水洗トイレが使用できない場合は仮設トイレ等を使用する。</li> <li>・避難所避難者でも自宅の汲取トイレが使用できる場合は活用する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の行うし尿処理の状況を把握し、協定に基づき必要な調整等を行う。</li> <li>・市町が行う合併浄化槽等の復旧工事の円滑化を支援する。</li> <li>・流域下水道施設の復旧作業を継続する。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設の復旧作業を実施</li> <li>・し尿処理を継続</li> <li>・被害を受けた合併浄化槽の復旧工事を継続して促進する。</li> <li>・市町の下水道施設の復旧作業を継続する。</li> </ul>	
		* 下水道については「ライフラインのシナリオ」に記載			
	対応活動	がれき	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の被災状況を把握する。</li> <li>・がれき処理事業の管理、調整を行うがれき・残骸物処理対策組織を庁内に整備する。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の被災状況の情報収集を行う。</li> <li>・がれき・残骸物処理対策組織を設置する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の行うがれき処理状況を把握し、必要な調整等を行う。</li> <li>・他県、国及び協定締結団体に対して、がれきの搬送及び処理の応援を要請する。</li> <li>・がれきの収集・処理が困難を極め、環境衛生上放置できない事態に陥った場合、緊急対策として自衛隊を要請する。</li> <li>・津波による浸水被害や地盤沈下等により仮置場の選定が困難となるケースが発生する。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき処理体制を整えるが、対応困難な場合には必要な資機材や人員について県に応援を要請する。</li> <li>・がれき発生量を推計する。</li> <li>・緊急輸送道路啓開により収集したがれきの仮置場、倒壊建物などがれきの仮置場、最終処分場・再利用施設が円滑に機能するまでがれきを貯留するための仮置場、仮設処理場、がれきの搬送ルートを確認する。</li> <li>・津波による浸水被害や地盤沈下等により仮置場の選定が困難となるケースが発生する。</li> <li>・個人や中小企業の損壊建物等の解体を、所有者の承諾をもとに市町事業として実施する。（直接解体業者へ発注）</li> <li>・散水やシートカバー使用による粉じん、アスベスト等の飛散防止対策を実施する。</li> <li>・仮置場、仮設処理場の設置・運営・管理及び中間処理施設、最終処分場を確保する。</li> <li>・がれきはまず被災地域の各地区にある仮置場へ搬送の上、種類ごとに分別して収集・保管し、そこから処分場へ搬送する。</li> <li>・コンクリート片は埋立や道路建築資材用に、金属くずは製鋼原料とその他に分別し、リサイクル活用する。</li> </ul> <p>&lt;企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社のがれき等は自己処理責任で環境保全に配慮した処分を実施する。</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物・不燃物の分別を実施する。</li> <li>・自ら直接解体業者に倒壊建物の解体を発注したり、市町を加えた三者間で解体契約を行う。</li> </ul> <p>&lt;自衛隊&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町等の要請に基づき自衛隊ががれきの運搬を実施する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の行うがれき処理状況を把握し、必要な調整等を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県外の自治体等へ広域処理を要請する。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの最終処分を実施する。</li> <li>・がれきを自ら処理できない場合には県に事務委任を行う。</li> </ul>
	生活ごみ	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の被災状況を把握する。</li> <li>・生活環境悪化や伝染病の防止のため、協定に基づき県内市町や近隣県とごみ収集・処理に係る必要な調整等を行う。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の被災状況を把握し、処理計画を作成する。</li> <li>・可燃物・不燃物の分別を行うよう広報する。</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物・不燃物の分別を実施し、仮置場へ搬出する。</li> </ul> <p>&lt;自主防災組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの仮置場を設置し住民に周知する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の行うごみ処理について協定に基づき必要な調整等を行う。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集処理体制を整えるとともに、必要な資機材や人員について県に応援を要請する。</li> <li>・必要に応じて協定に基づき他市町へごみの処理を依頼する。</li> </ul> <p>&lt;県民及び自主防災組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物・不燃物の分別を実施し、仮置場へ搬出する。</li> <li>・仮置場のごみの整理等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;自衛隊&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町等の要請に基づき、自衛隊がごみの運搬を実施する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の行うごみ処理について協定に基づき必要な調整等を行う。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理を継続する。</li> </ul>	<p>&lt;県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の被災状況を把握する。</li> <li>・生活環境悪化や伝染病の防止のため、協定に基づき県内市町や近隣県とごみ収集・処理に係る必要な調整等を行う。</li> </ul> <p>&lt;市町&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の被災状況を把握し、処理計画を作成する。</li> <li>・可燃物・不燃物の分別を行うよう広報する。</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物・不燃物の分別を実施し、仮置場へ搬出する。</li> </ul> <p>&lt;自主防災組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの仮置場を設置し住民に周知する。</li> </ul>

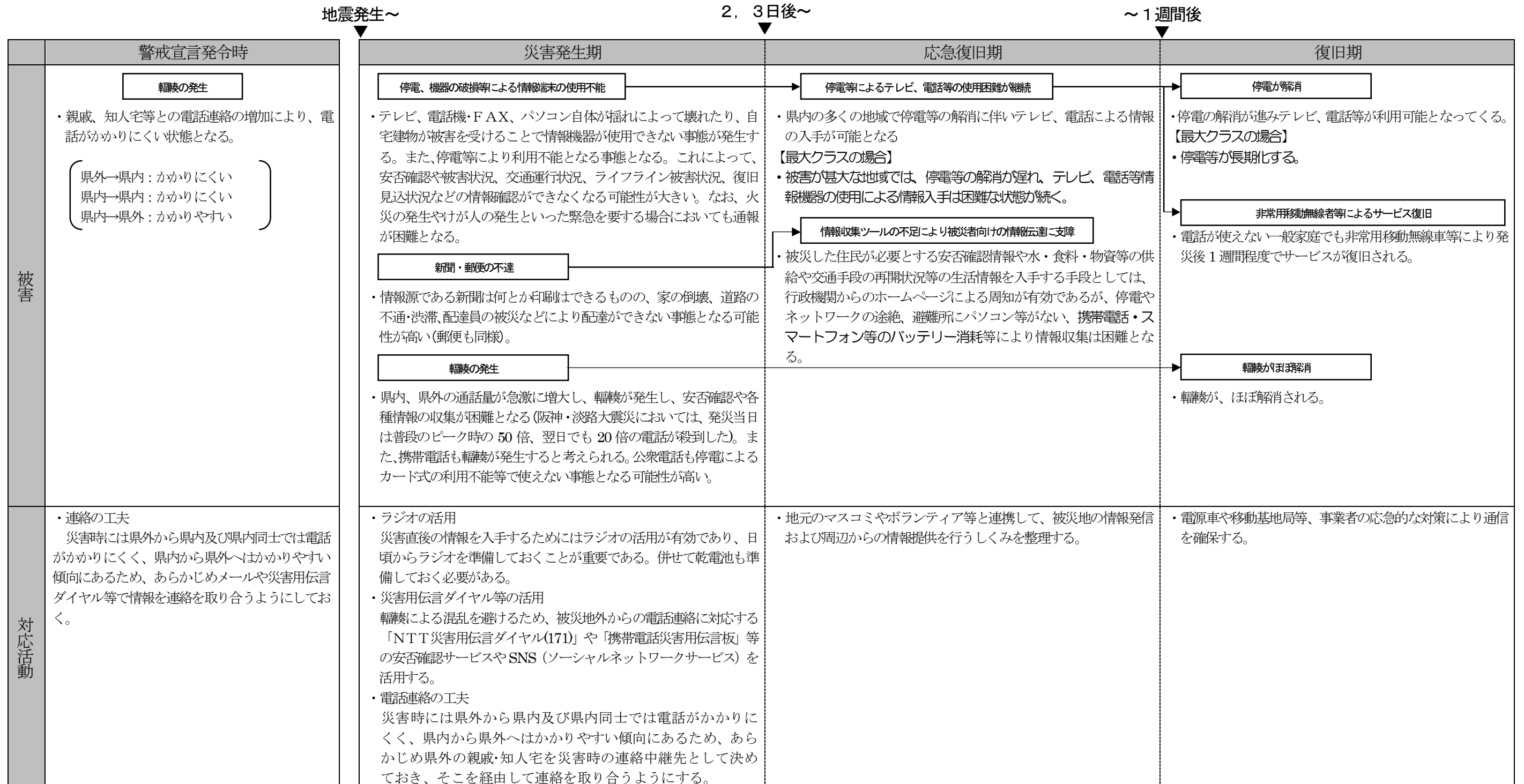
(13) 経済影響シナリオ



	災害発生期・初動期	応急復旧期	復旧期	復興期
対応活動	<p><b>【産業・経済復興のための対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所被害概況調査</li> </ul> <p><b>【被災状況等の把握（住宅以外）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物被害の概要調査</li> <li>都市基盤施設被害の概要調査</li> <li>人的被害の把握</li> <li>崖崩れ・地すべり発生状況等の調査</li> </ul> <p>※調査員に対して被災者から様々な質問や要請が寄せられる可能性があるため、調査員に返答方法や想定問答を周知し、各種問合せ窓口の一覧（総合・医療・避難・物資・公的事業者等）を携帯させる必要あり</p> <p><b>【被災者への経済的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>義援金の受付</li> </ul>	<p><b>【産業・経済復興のための対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災前の地域経済状況の把握</li> <li>取引状況の把握</li> <li>資金需要の把握</li> <li>相談体制の構築</li> <li>中小企業や農林水産業の再建支援（資金需要の把握、各種融資制度の周知・経営相談）</li> <li><b>風評被害の予防の観点から、国内外への迅速・正確な情報発信</b></li> </ul> <p><b>【法制度適用の判断】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等</li> <li>関連する視察への対応</li> </ul> <p><b>【すまいと暮らしの再建に関する調査（住宅以外）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業被害と再建意向調査、離職者・雇用動向調査</li> <li>文化財・歴史的建造物等の被害調査</li> <li>復興状況把握のための調査</li> </ul> <p><b>【復興体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興本部の設置、復興本部会議の運営</li> <li>災害対策本部と復興本部の関係、国・県・他市町の復興本部との関係を明確にする必要あり</li> <li>復興理念、基本方針、復興計画の策定</li> <li>復興計画の公表、広報</li> </ul> <p><b>【金融・財政面の措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政需要見込額の算定</li> <li>行財政計画の検討</li> <li>緊急の金融措置</li> <li>予算編成</li> <li>復興財源の確保（補助事業・特例等の有効活用、起債、特別交付税、その他の財源確保）</li> <li>復興基金の創設</li> </ul> <p><b>【すまいと暮らしの再建支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の維持・確保（雇用状況の調査・整理・分析、事業者や公的機関への雇用維持の要請、各種事業制度の周知および活用促進）</li> <li>離職者の生活・再就職支援（雇用保険制度の活用促進と周知、求人動向・求職動向の把握）</li> </ul> <p><b>【被災者への経済的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付金の交付（災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給、生活再建用資金の貸付、被災者生活再建支援金支給、地方公共団体制度資金等による貸付・支給）</li> <li>各種減免措置（地方税の減免、公共料金の減免等）</li> <li>義援金の受付（継続）</li> </ul>	<p><b>【産業・経済復興のための対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再建・高度化資金の貸付等</li> <li>事業の場の確保（賃貸型共同仮設工場・店舗の設置、共同仮設工場・店舗設置団体への支援、民間賃貸工場・店舗の情報提供とあわせ、事業用地の情報提供とあわせ）</li> <li>農林水産業基盤等の再建支援（災害復旧事業、災害関連事業、公共土木施設災害復旧事業）</li> </ul> <p><b>【すまいと暮らしの再建支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の維持・確保（定期的雇用状況調査）</li> <li>離職者の生活・再就職支援（求人拡大、職業あわせ）</li> </ul> <p><b>【被災者への経済的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>義援金の受付（継続）</li> <li>義援金配分委員会の設置</li> <li>義援金の配分・交付</li> <li>義援金の交付申請（委員会が定めた交付対象基準に適合しているかどうかの判断、必要に応じて再度調査等を実施）</li> <li>義援金処理にかかる監査及び支給状況の公表</li> </ul> <p>※義援金の配分基準及び配分額は、被災地全体で統一のとれたものとする必要あり</p> <p>※被害拡大等により義援金の配分が複数回にわたる場合、同一の被災者に対して重複して義援金を支給する可能性があるため、チェック体制が必要</p>	<p><b>【産業・経済復興のための対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光イベント等の開催</li> <li>観光施設の新設、観光資源の開発、観光客の誘致</li> <li>農林水産業の活性化</li> </ul> <p><b>【被災者への経済的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>義援金配分計画および配分項目の再検討</li> </ul>

(14) 県民シナリオ

①情報制約



②食料・生活必需物資制約

	地震発生～	2,3日後～	1週間後～
	災害発生期	応急復旧期	復旧期
被害	<p><b>在庫食料・物資の喪失、保存困難、調達困難、調理困難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅の倒壊等により、家庭内備蓄・在庫食料、生活必需物資が失われる。</li> <li>停電、冷蔵庫の破損等により、食料の保存が困難となる(特に夏場は腐敗しやすい)。</li> <li>公的備蓄倉庫の被災により、備蓄食料が失われる。</li> <li>流通関連施設(店舗、倉庫、流通センター等)の被災、ライフライン機能支障及び交通機能支障に伴う流通機能低下により、食料等の購入が困難となる。</li> <li>断水により飲料水の確保が困難となる(夏場は冬場に比べて多くの水が必要となる)。</li> <li>停電、断水、ガス供給停止により、調理が困難となる。</li> </ul> <p>【最大クラスの場合】</p> <p><b>買い占め、買いだめ行動が起こり、小売店舗の食料品や生活必需品が品切れとなる。</b></p>	<p><b>流通支障、買い物困難等による調達困難の継続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>断水が継続し、応急給水でも飲料水が足りない地域が発生する。</li> <li>道路の不通・交通渋滞による物資輸送困難・遅れが発生する。</li> <li>物資の仕分け、積み替え等の人員不足による物資の配送困難となる地域が発生する。</li> </ul> <p>【最大クラスの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流通関連施設(店舗、倉庫、流通センター等)の被災、ライフライン機能支障及び交通機能支障に伴う流通機能低下により、食料等の購入困難が継続する。</li> <li><b>ガソリン等が入手できず、物流が困難な地域が発生する。</b></li> <li>ランニング備蓄、調達協定先企業の被災による備蓄・調達物資の入手困難となる事態が発生する。</li> </ul> <p><b>緊急物資の分配不均衡</b></p> <p>【最大クラスの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に避難所以外で生活している人々に緊急物資が行き渡らず、一部の地域で深刻な物資不足に陥る可能性がある。</li> </ul>	<p><b>壊滅的な被災地域や孤立集落での調達困難の継続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な地域では、流通による食料、生活必需物資の購入が段々と可能となってくる。</li> </ul> <p>【最大クラスの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波により壊滅的な被災を受けた地域や、中山間地の孤立集落等では、ライフラインの復旧、店舗等の再開が進まず自活した生活が困難な状態が続く。</li> </ul> <p><b>電力供給が再開、ガスの供給が徐々に復旧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>停電がほぼ解消し、地域によってはガスも徐々に復旧することで、家庭内在庫があり自宅建物が壊れていない家庭では調理が可能となる。</li> </ul> <p><b>断水が徐々に解消</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域によっては断水が徐々に解消することで、飲料水が確保できるようになる。</li> </ul>
対応活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大クラスの場合に備えて、一人当たり1日3リットルの飲料水を7日分、食料を7日分(うち3日分は調理不要の非常食)を家庭内等に備蓄しておく</li> <li>津波避難の場合、飲料水や食料、生活必需品等は避難先に備蓄</li> <li>卓上コンロ、ビニールシート、ロープ、布製ガムテープ、簡易トイレなども備蓄しておく</li> <li>非常持ち出し袋を用意しておく</li> <li>住宅の耐震化</li> <li>家具の固定</li> <li>ブロック塀の安全チェック</li> <li>津波避難の場合、飲料水や食料、生活必需品等は避難先に備蓄</li> </ul>	同左	同左

\*流通システムの変化により、食料や飲料水、生活必需品の備蓄について流通在庫(流通備蓄)に期待できない可能性がある。

③住宅制約

		地震発生～	1ヶ月後	半年～数年後
		応急復旧期	復旧・復興期	復興期
従前の住宅に居住	被害	<p>ライフラインの供給停止による生活支障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明機能の停止（停電）</li> <li>・暖房・冷房機能の停止（停電、都市ガスの供給停止）</li> <li>・飲水不能（断水、停電による揚水ポンプの停止）</li> <li>・調理不能（断水、都市ガスの供給停止）</li> <li>・生鮮食品の貯蔵困難（停電）</li> <li>・水洗トイレの使用不能（断水、設備の破損）</li> <li>・入浴不能（断水、都市ガスの供給停止）</li> <li>・洗いもの、洗濯等不能（断水）</li> <li>・高層マンション等におけるエレベーターの使用不能（停電）</li> </ul>	<p>被害を受けた家屋の応急修理、建て直し等の需要が急増</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者や建設資材等の不足により、応急修理の実施が遅れる可能性がある。</li> </ul>	<p>【最大クラスの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力再建を図りたい被災者がいる一方で、甚大な被害に伴い都市基盤等の再生や復興まちづくりの基本方針が定まらず、建築制限等が解除されないために自宅再建が可能な被災者が戻れない</li> </ul>
	対応活動	<p>住宅の被害（全壊を除く）による生活支障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具等屋内収容物の転倒、落下、滑動等による生活支障</li> <li>・出入口のドア、窓等の変形、破損等によるプライバシー、安全確保の困難、風雨の進入</li> </ul> <p>飲料水の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易トイレ等の備蓄</li> </ul> <p>生活用水の備蓄（浴槽等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具の固定</li> </ul> <p>懐中電灯、電池の備蓄</p> <p>在宅避難者の避難所活用（食料の確保、情報入手等）</p>	<p>二重ローンへの対応、耐震化等、住宅再建時の相談に、庁舎等での窓口設置や、避難所・応急建設住宅等への出張窓口等により実施する。</p>	<p>自力再建を早期に促す地域を早期に指定</p>
避難所への避難	被害	<p>生活支障の継続、健康支障・精神的苦痛の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーの確保が困難となり、生活支障と合わせ、精神的苦痛を受ける。</li> <li>・水やトイレの使用等が制限を受け、特に高齢者や障害者等の生活及び健康に支障をきたす。</li> <li>・避難所は災害発生直後特に避難者が殺到し、人口密度が高くなる。</li> </ul> <p>【最大クラスの場合】・避難所が浸水し避難場所が不足する</p> <p>生活不活発病の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（冬の）寒さ、（夏の）暑さ、固い床、狭小スペース等、生活環境の悪化による高齢者、障害者、傷病者等の罹病、病状の悪化が深刻化する。</li> </ul>	<p>応急建設住宅の建設状況等により避難所生活が長期化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活の長期化に伴う、疲労、ストレス等による健康状態悪化が深刻化（特に、高齢者、障害者、傷病者等の罹病、病状の悪化の深刻化）する。</li> <li>・プライバシーの欠如、生活不安等からくる精神的苦痛が深刻化する。</li> </ul> <p>【最大クラスの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の避難者が被災地外に広域避難する可能性がある。</li> </ul>	
	対応活動	<p>住宅の耐震化</p> <p>疎開先の確保</p> <p>非常用持ち出し袋等の準備</p>	<p>ボランティアや、保健師・理学療法士等、生活不活発な状態や心身のストレスの軽減に寄与できる支援団体等により、避難所の巡回、心身の悩みに対する相談窓口の開設等を実施しながら被災者の健康を確保する。</p>	
応急建設住宅への入居	被害		<p>コミュニティの喪失、生活環境の大きな変化に伴う健康状態の悪化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの崩壊による、孤独感の増幅、精神的苦痛（特に高齢者）</li> <li>・生活環境の大きな変化に伴う健康状態の悪化、精神的苦痛（特に高齢者）</li> <li>・遠隔地への入居に伴う生活不安、外出の躊躇等</li> </ul>	
	対応活動		<p>ボランティアや行政職員等により、仮設住宅でのコミュニティづくりを図る。</p> <p>小集落や、独居高齢者等については、従前の集落や近隣関係を維持した状態で仮設住宅への入居を図る等の対策をとる。</p>	
恒久住宅の確保	被害		<p>家賃の上昇、二重ローンの発生等による住宅確保困難</p> <p>■借家世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前入居していた賃貸住宅が被災し住めなくなった場合、再建に伴う家賃の上昇あるいは貸主の再建断念等により従前の賃貸住宅への入居が困難となる。</li> <li>・新規契約に伴う家賃の高騰、単身高齢等の条件による受け入れ拒否等により住宅の確保が困難となる。</li> </ul> <p>■持家再建</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢のため、ローンを組む事による住宅再建資金の調達が困難となる。</li> <li>・ローンが残っている住宅の被災による、二重ローンの発生が問題となる。</li> </ul>	同左
	対応活動		<p>二重ローンへの対応、耐震化等、住宅再建時の相談に、庁舎等での窓口設置や、避難所・応急建設住宅等への出張窓口等により実施する。</p>	同左

④教育・就業制約

	地震発生～	1ヶ月後	半年～数年後
	応急復旧期	復旧・復興期	復興期
被害	<p><b>【教育制約】</b></p> <p>学校の被災、避難所利用による影響</p> <p>・学校の建築物及び設備等の損壊により、復旧するまでの間、授業を行うことができなくなる。                  ・学校が避難所として利用されることにより、避難所利用が解消されるまでの間、授業を行うことに支障をきたす。</p> <p><b>【就業制約】</b></p> <p>事業所の被災による影響</p> <p>・工場、店舗、オフィス等の建築物及び設備等の破損により、業務の継続が困難となり、従来通りの雇用の継続に支障をきたす。                  ・工場、店舗、オフィス等の建築物、設備、製品、原材料等の損壊に伴う経済的損失により、業務の継続が困難となり、従来通りの雇用の継続に支障をきたす。特に零細な事業者においては、代替の事業所の確保等が難しく、また地震による経済的損失が経営に与える影響は大きいことが予想され、雇用の継続に支障をきたす可能性が高い。</p> <p>交通・ライフライン機能の低下による影響</p> <p>・停電、断水、都市ガスの供給停止等により、業務の継続が困難となり、従来通りの雇用の継続に支障をきたす。                  ・交通機能低下により、製品、原材料等の輸送が困難となり、業務の継続が困難となり、従来通りの雇用の継続に支障をきたす。エネルギー系統の多重化や、代替設備を有している割合の小さい中小規模の事業者等において、特に影響が大きい。                  ・電話回線の不通・輻輳、専用回線における交換機等の損壊等により、情報連絡等が困難となり、業務に支障をきたす。                  ・情報システムのダウンやパソコン等の機器の破損、データ等の喪失により業務に支障をきたす。</p>	<p><b>【教育制約】</b></p> <p>教職員、児童生徒家族の被災等による影響</p> <p>・教職員が被災することにより、学校が再開したとしても授業を行うことに支障をきたす。                  ・特に都市部では仮設住宅や恒久住宅の建設用地の確保が難しく、住民も遠距離への移転を希望しないため、避難所の閉鎖の時期が遅れ、授業再開が困難となる場合がある。</p> <p><b>【就業制約】</b></p> <p>取引先企業の被災による影響</p> <p>・出荷先企業の被災等により需要自体が減少し、業務の継続が困難となり、従来通りの雇用の継続に支障をきたす。                  ・仕入先企業の被災等により、業務の継続が困難となり、従来通りの雇用の継続に支障をきたす。特に零細な事業者においては、代替の需要の確保や代替となる仕入れ先の確保が難しく、雇用の継続に支障をきたす可能性が高い。</p> <p>人口の減少・消費の落ち込み等による影響</p> <p>・一般消費者の被災あるいは買い控え等により、地域の需要自体が減少し、業務の継続が困難となり、従来通りの雇用の継続に支障をきたす。                  ・被災により、住民の避難や応急仮設住宅への入居、地域外への転出等が進んだ地域では、顧客が減少し、業務の継続が困難となる。(特に、小売業、飲食店等)</p> <p>観光資源の被災等による観光客の減少による影響</p> <p>・観光資源の被災、交通施設の被災等による観光客の減少に伴い、観光関連産業において売上げが減少し、従来通りの雇用の継続に支障をきたす。</p>	<p><b>【教育制約】</b></p> <p>長期の学校再開困難、入試や式典の延期等による影響</p> <p>・より広域的な避難が必要になった場合は、親類への疎開や集団疎開が長期化し、学校自体の再開が困難となる場合がある。                  ・地域や校舎等の被災が大きい場合は、入試や式典を延期や中止とする学校が発生する。</p> <p><b>【就業制約】</b></p> <p>長期の雇用継続支障</p> <p>・被災により生産能力が低下した企業においては、不足する生産量を海外を含めた、県外生産により代替される可能性が高く、当該企業の生産能力が回復しても生産量が長期にわたり回復しない可能性もあり、雇用の継続に支障をきたす。                  ・復興特需の発生に対しても、被災企業の生産能力の回復が遅れた場合には、域内需要の移入への振り替えが進み、需要の漏れが発生し、地域内の生産増に結びつかない可能性がある。その場合、企業が生産低下は長期化し、雇用の継続にも支障をきたす。                  ・全国シェアの比較的高い大企業が被災した場合、震災による生産設備の被災等を契機とした域外への生産代替あるいは、生産拠点の地域外移転、非効率な生産設備の更新に伴う生産の合理化等が進むことが考えられる。さらに、これに伴う下請け企業の衰退、余剰労働力の解雇等へと発展していく危険性もある。</p>
	対応活動	<p><b>【教育制約】</b></p> <p>・避難所をなるべく早く解消するため、仮設住宅の建設等を促進する。                  ・児童生徒や教職員の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を講じる。</p> <p><b>【就業制約】</b></p> <p>・事業所（建物・施設）の耐震化                  ・事業継続計画（BCP）の作成                  ・エネルギー系統の多重化                  ・道路や港等の運輸手段、水源を河川や井戸水で確保する等、自前で資源を確保することで早期復旧を目指す。</p>	<p><b>【教育制約】</b></p> <p>・避難所をなるべく早く解消するため、仮設住宅や恒久住宅の建設を促進する。                  ・児童生徒や教職員の生活再建支援を促進する。                  ・児童生徒の学校教育や進学への不安等に対する相談体制を整える。</p> <p><b>【就業制約】</b></p> <p>・取引先チャネルの多様化等により、リスクヘッジを図る。                  ・事業主に対する、事業再開時の事業所や資金確保に関する相談窓口を設置する。                  ・災害で失職した県民に対する就労相談の体制を整える。                  ・一時的に復旧作業等の臨時雇用を創出し、被災者の当面の就労環境を整備する。                  ・漁師や農家等の自営業者について、組合や株式会社化等により新たな取組み環境を整備する。</p>

(15) 連続災害としての富士山火山災害対応シナリオ (※1)

	地震発生～	噴火警戒レベル1→4	噴火警戒レベル5～	噴火警戒レベル5（中長期）～	噴火警戒レベル5→4以下
		初動対応（噴火前）	応急対応（噴火後）	復旧対応	復興対応
火山災害の被害・対応活動	<p>地震発生</p> <p>・地震による各種被害</p>	<p>地殻変動・群発地震等の発生（レベル1）</p> <p>＜対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達「噴火予報」</li> <li>災害時要援護者の避難準備</li> <li>福祉避難所の開設準備</li> </ul> <p>群発地震の増加・マグマの上昇（レベル3）</p> <p>＜対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達「火口周辺（入山規制）」</li> <li>災害時要援護者の避難準備</li> <li>福祉避難所の開設準備</li> </ul> <p>マグマが浅部へ上昇（レベル4）</p> <p>＜対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部を立ち上げ、国・市町と合同会議を開催、関係市町と調整【要確認】</li> <li>情報伝達「噴火警報（避難準備）」</li> <li>避難時期と避難対象地域の段階的な設定</li> <li>警戒区域の設定</li> <li>災害時要援護者の避難</li> <li>福祉避難所の開設</li> <li>避難準備情報</li> <li>避難所の開設準備 等</li> </ul>	<p>噴火発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山麓地域の広域に大きな噴石が飛散</li> <li>山麓地域の広域に大量の降灰が発生</li> <li>都市部に大量の降灰が発生</li> <li>土石流の発生</li> <li>溶岩の流出開始、火砕流の発生</li> <li>冬期の融雪泥流 等</li> </ul> <p>＜対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域の設定</li> <li>警戒区域の設定</li> <li>避難勧告・指示、避難誘導</li> <li>陸上・海上交通規制</li> <li>避難所運営</li> <li>降灰堆積情報の収集、除灰機材の確保、優先的に除灰する道路の選定、除灰作業への機材・人材投入の調整</li> </ul> <p>＜具体的な影響例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口把握のヘリコプターの飛行困難</li> <li>隣接市町への避難、災害対策本部の移転、市町役場機能の移転を強いらる可能性</li> <li>降灰による公共交通機関の運行停止。都市部での大量の帰宅困難者が発生</li> <li>降灰によるインフラ、電子機器等への被害が発生</li> <li>降灰範囲内の交通インフラ（道路、鉄道、飛行場など）が機能停止</li> <li>避難車両により主要幹線道路で大渋滞となり、緊急車両等の交通に支障をきたす</li> <li>応急対応に必要な道路の降灰除去作業の遅れ 等</li> </ul>	<p>噴火活動の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大量の降灰が継続・建物への灰の堆積</li> <li>道路への灰の堆積・鉄道への灰の堆積</li> <li>浄水施設への灰の堆積・土石流の発生</li> <li>土砂が河川に堆積し河川がはん濫</li> <li>噴火の再開と火砕流の発生</li> <li>大規模な溶岩流の発生</li> </ul> <p>＜対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul> <p>＜具体的な影響例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口把握のヘリコプターの飛行困難</li> <li>広域で航空機航路に影響</li> <li>降灰や降灰除去作業に起因する住民の健康被害や事故が発生</li> <li>降灰が電波障害を引き起こし、通信障害が発生</li> <li>大量の降灰による家屋倒壊が多発</li> <li>灰下ろしの確保困難</li> <li>道路の降灰除去に必要な機材（降灰除去車両等）不足</li> <li>電車の車輪やレールに灰が付着し、導電不良による障害やポイント故障により鉄道輸送が混乱</li> <li>降灰量による浄水場の被害（水道水が飲用として使用不可）</li> <li>送電機器の碍子に火山灰が付着した場合、降雨時に濡れて導電電流が流れることから、事故防止のために電力供給停止</li> <li>流された火山灰が河床上昇を引き起こし、河川氾濫</li> <li>住民の避難生活の長期化</li> <li>大量の家畜の移動困難</li> <li>降雨による土石流により、家屋、道路、橋梁等に被害が発生 等</li> </ul>	<p>噴火活動の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土石流の発生</li> <li>風評被害の発生</li> </ul> <p>＜対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営</li> <li>降灰の除去（農地など）</li> <li>降灰の処分（具体的な影響例）</li> <li>降雨による土石流により、家屋、道路や橋梁等に被害が発生</li> <li>流された火山灰が河床上昇を引き起こし、河川氾濫</li> </ul> <p>（噴火活動が再び活発になった場合、レベル5の対応となる）</p>
地震災害による制約		<ul style="list-style-type: none"> <li>停電や通信途絶による各種情報伝達の遅れ</li> <li>道路被害や車両確保困難による避難実施の遅れ</li> <li>地震による機器故障、停電、燃料不足、通信途絶、道路被害による火山観測活動の実施困難</li> <li>地震の影響を受けての要員参集困難による活動開始の遅れ</li> <li>建物倒壊等による避難者の受け入れ先避難所の不足（レベル4で災害時要援護者の避難開始）</li> </ul>	<p>同左（加えて以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物倒壊等による避難者の受け入れ先避難所の不足</li> <li>地震による混乱（機器故障、停電、燃料不足、通信途絶、道路被害等）で避難者への救援物資が不足 等</li> <li>道路被害や車両確保困難による降灰除去作業や土砂災害緊急調査の困難</li> </ul>	<p>同左（加えて以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震被害にあったインフラ、ライフラインの復旧遅れによる火山災害の復興活動の遅れ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震被害にあったインフラ、ライフラインの復旧遅れによる火山災害の復興活動の遅れ 等</li> <li>火山災害復旧における車両や人員等の確保困難</li> </ul>
地震災害による制約		<ul style="list-style-type: none"> <li>立ち入り禁止区域内の地域の被害把握及び救助遅れ</li> </ul>	<p>同左（加えて以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山噴火に伴う大量避難による受け入れ先避難所の不足</li> <li>降灰による周辺地域の飲料水や飲食物への影響にともない生活物資が不足</li> <li>地震のゆれによる被害に加えて、火山灰の重みによる建築物倒壊危険増大</li> <li>航空機飛行困難による上空からの地震被害状況把握の遅れ</li> <li>降灰による救助・救出作業の遅れ</li> <li>降灰による応急作業資機材の故障</li> <li>県外からの人的・物的支援の不足</li> </ul>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期にわたる立ち入り禁止区域の復旧・復興の困難 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期にわたる立ち入り禁止区域の復旧・復興の困難 等</li> <li>地震災害における車両や人員等の確保困難</li> </ul>
地震災害による制約	<p>※1707年の宝永地震（M8.6）は南海トラフで発生した地震であるが、この地震の49日後に富士山で宝永噴火が発生した。ただし、南海トラフの地震の前後に必ずしも噴火が起こるというものではない。このシナリオは、南海トラフ巨大地震後に富士山が噴火する場合を想定し、作成した。</p>				



(16) 複合災害としての原子力災害への対応シナリオ

地震発生～警戒体制 (警戒事象、特定事象の発生)		放射線物質放出		放出停止後～中長期対策	
原子力緊急事態宣言 (※1)		初動対応 (放出前)		応急対応 (放出後)	中長期対策
原子力災害の被害・対応活動	地震発生	発電所内の機器故障、異常発生	重大な事故への進展	環境中への放射性物質の放出	環境中への放射性物質の沈着、中長期的影響
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による原子力発電所の故障・トラブル等の情報伝達・広報</li> <li>警戒態勢 (国、県、市町、事業者)</li> <li>住民避難等の準備 (特に災害時要援護者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力緊急事態への進展、放射性物質放出のおそれ</li> <li>PAZ (5km 圏) 住民の避難の実施</li> <li>UPZ (31km 圏) 住民の屋内退避の実施 (原則)</li> <li>避難や屋内退避等の実施による混乱、県民の不安</li> <li>多数の自主避難者の発生</li> </ul> <p><b>&lt;行政等の対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策本部の設置</li> <li>事故情報の伝達、住民広報</li> <li>PAZ (5km 圏) の避難の実施 (搬送、避難所運営等)</li> <li>UPZ (31km 圏) の屋内退避の実施 (住民広報、屋内退避施設運営)</li> <li>UPZ (31km 圏) 外住民への注意喚起</li> <li>緊急時モニタリング活動開始</li> <li>スクリーニングの準備 等</li> </ul> <p><b>&lt;県民の行動&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難、屋内退避 (行政から指示された区域)</li> <li>安定ヨウ素剤の服用 (行政から指示された区域)</li> <li>事故情報の収集</li> </ul> <p><b>&lt;事業者の対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内の事故対応</li> <li>防護措置の支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質の大量放出</li> <li>県内各地で空間線量率の異常値を観測</li> <li>広範囲にわたり環境中に放射性物質が降下・沈着</li> <li>飲料水や飲食物、農水産物等の汚染、家屋・土地の汚染</li> <li>放射性物質の拡散状況により UPZ (31km 圏) 住民の避難、安定ヨウ素剤服用</li> <li>放射性物質の拡散状況により一時移転の実施 (UPZ 外も含む)</li> <li>多数の自主避難者の発生</li> <li>警戒区域の設定等による物流混乱、経済活動への影響</li> <li>屋内退避区域への物資搬送の遅れ</li> <li>風評被害の発生</li> </ul> <p><b>&lt;行政等の対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故・災害情報の伝達、住民広報</li> <li>放射性物質の拡散状況により UPZ (31km 圏) 及び UPZ 外の防護措置 (避難、安定ヨウ素剤服用、一時移転等) の実施</li> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>スクリーニングの実施</li> <li>飲食物摂取制限、出荷制限の実施</li> <li>緊急被ばく医療活動 (被ばく患者の処置・搬送等) の実施</li> <li>行政機能の移転 等</li> </ul> <p><b>&lt;県民の行動&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指示された区域における避難、屋内退避等の継続、一時移転</li> <li>飲食物摂取制限、出荷制限による生活支障、混乱</li> <li>事故情報、被ばくに関する情報の収集 等</li> </ul> <p><b>&lt;事業者の対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内の事故対応</li> <li>防護措置の支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に加え (中長期に及ぶ影響)</li> <li>避難や屋内退避等の継続による生活支障</li> <li>心理的影響の拡大、被ばく相談等</li> <li>風評被害の継続・拡大</li> </ul> <p><b>&lt;行政等の対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の各種対応の継続</li> <li>追加の避難措置等 (計画的避難等)</li> <li>除染活動の実施</li> <li>風評被害対策、補償対応</li> <li>移転先での行政機能、サービスの継続</li> <li>原子力被害者生活支援チーム等による被災者の生活支援 等</li> </ul> <p><b>&lt;県民の行動&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難先での生活継続 (就労・通学等)</li> <li>中長期の屋内退避、避難生活に伴う生活支障</li> <li>飲食物摂取制限、出荷制限による生活支障の継続</li> </ul> <p><b>&lt;事業者の対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故収束措置、検証・再発防止対策</li> <li>防護措置・避難生活の支援 (補償等) 等</li> </ul>	
原子力災害対応の制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電や通信途絶による各種情報伝達の遅れ</li> <li>道路被害や車両確保困難による避難実施の遅れ</li> <li>建物倒壊により屋内退避に支障</li> <li>設備故障、通信障害により緊急時モニタリング活動に支障</li> <li>要員参集が困難となることによる活動の遅れ</li> </ul>	同左、加えて以下	同左、加えて以下	同左、加えて以下	
原子力災害対応の制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難、屋内退避実施区域での救出・救助、被害状況把握の遅れ</li> <li>活動要員の放射線防護対策が必要</li> <li>多数の避難者の発生による避難所の不足 (市町の外、県外への広域避難となる。)</li> </ul> <p><b>【複合災害時の避難所の需給バランスについて】</b>                  UPZ (31km 圏) 全域の避難が実施された場合、11 市町 (御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市) の 86 万人が域外に避難することになる。県内の UPZ 圏外の市町村の避難所収容力と地震による避難所生活者数の需給バランスによっては、避難所が大幅に不足する可能性がある。</p>	同左 加えて以下	同左 加えて以下	同左 加えて以下	

※1 地震発生から原子力緊急事態宣言までの時間は約2時間～10日程度 (平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故において、最も進展の早かった1号機 (当時稼働中) で地震発生時から約2時間後に、東京電力が原子力災害対策特別措置法第15条に該当する事象として報告している。また、停止中の場合としては、中部電力が、停止中の浜岡原子力発電所について、仮に冷却、注水が行われなかった場合、燃料が露出するまでの時間が、原子炉で約6日～10日、使用済燃料貯蔵プールで約36日～約119日であると評価し国に報告している。(平成24年4月時点での評価))